

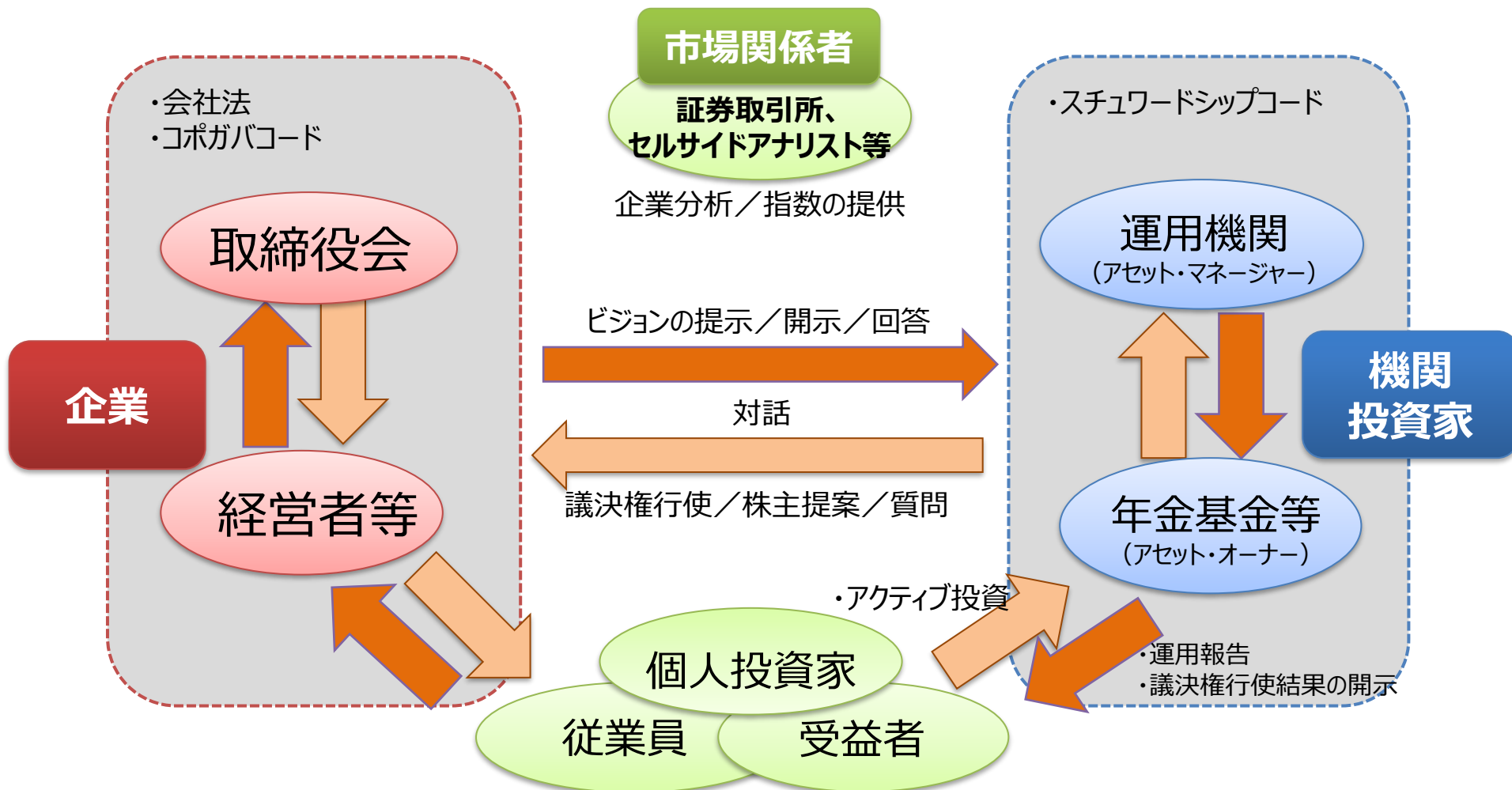
# バーチャル株主総会について

2022年2月25日  
産業組織課長 安藤元太

# 1. 背景

# インベストメントチェーンの全体像

- 企業が稼ぐ力を高め、持続的な企業価値を向上させるためには、企業における適切なガバナンス機能の発揮と、企業と投資家との建設的な対話を促すことが重要。



## 株主・投資家との対話を促進する上での問題意識

- コーポレートガバナンスの進展、情報開示要請の拡大、機関投資家との対話の取組等を踏まえて、株主総会の当日はどのような意味があるのか。
- 株主総会当日に限定しない株主とのコミュニケーション（個人、機関投資家）がますます重要になってきているのではないか。
- **株主総会プロセスは、重要な意志決定が複数の関係者によってなされるプロセス。正確性と効率性が求められるにもかかわらず、電子化が進んでいないのではないか。欧州では、株主総会プロセスについて、電子化と同時に透明性を高める政策がとられている。**
- 決算日から3ヶ月以内に株主総会を開催するというのは、国際的にみても非常にタイトなスケジュール。その中で、事業報告等と有価証券報告書という二つの法定書類を作成しており、それぞれ監査も受けている。事業報告等と有価証券報告書の記載事項を一体化させて一つの書類とするのも合理的ではないか。この場合に総会日程を後ろ倒しすることが行いやすい環境整備も必要ではないか。

# 株主総会の在り方を巡るこれまでの取組状況

- これまで、企業と投資家・株主との企業価値向上に向けた建設的対話を促すことを目的に、各種の環境整備を実施してきたところ。

## 対話期間・議案検討期間の確保に向けた検討

- ◆ 株主総会の招集通知関連書類の電子提供の促進
- ◆ 議決権行使プロセス全体の電子化の促進
- ◆ 株主総会日程の適切な設定に向けた環境整備
  - ✓ 決算日から3か月を超えた日に株主総会を開催することを現実的な選択肢に

## 企業情報の開示の在り方、対話の深化に向けた検討

- ◆ 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示
  - ✓ 短信、事業報告・計算書類等、有価証券報告書という一連の流れについて、いかに効果的・効率的な開示や対話に結びつけるかを検討
- ◆ 企業の持続的成長を支える情報開示や対話の促進

- ✓ 株主総会資料の電子提供制度等を盛り込んだ改正会社法が成立。
- ✓ 機関投資家、個人株主による電子議決権行使が進展中。
- ✓ 平成29年度税制改正により、申告期限の延長が可能に。
- ✓ 全国株懇連合会による基準日変更に関する実務対応の整理。
- ✓ 一体的開示を行いやすい環境整備として、関係省庁が事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の記載例を公表
- ✓ ESG/非財務情報と無形資産投資を含む開示・対話のガイダンスとして、価値協創ガイダンスを策定

# 新時代の株主総会プロセスに向けて

～新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書のまとめ～

- 株主総会の実態に応じた規律の考え方を整理することに関する問題提起。
- 将来的な会議体としての株主総会の規律や実務の在り方については、意思決定機関としての株主総会の規律を重視し、当日の会議体の開催方法については、情報開示や事前の一定の双方向性が保たれている限り、企業による選択の幅を広げる方向性を目指すべきとの見解。
- **より多くの株主がバーチャル参加や出席を希望することになる可能性も念頭におき、  
ルールの在り方の検討やIT基盤・通信インフラ整備などの対応を急ぐべきとの指摘。**
- 今後予定されている株主総会資料の電子提供制度導入も見据えた対応。

# バーチャル株主総会とは

- バーチャル株主総会は、取締役や株主等がインターネット等を活用して遠隔地から株主総会に参加・出席することを許容する形態である。

## 【バーチャルオンリー型】

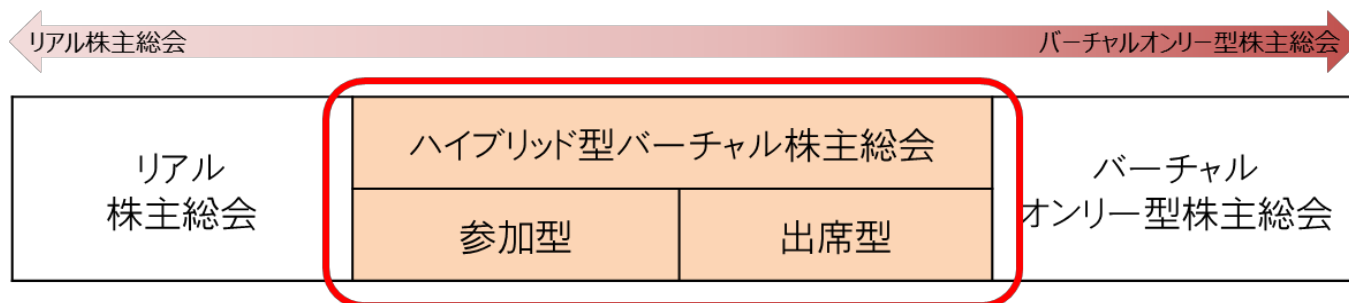
- ・ リアル株主総会とは異なり、物理的な会場を設けずに、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席するもの。

## 【ハイブリッド型】

- ・ リアル株主総会同様に物理的な会場を設ける一方で、追加的に取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて株主総会に参加・出席することを許容するもの。

ハイブリッド参加型：審議等を確認・傍聴することができる（議決権行使や質問・動議は不可）

ハイブリッド出席型：議決権行使や質問・動議ができる。



# 会社法上の整理

- 現行会社法において、リアル株主総会やハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は可能であるが、バーチャルオンリー株主総会の開催は難しいとされる。

## 現行会社法の規定

- 株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならない（会社法298条1項1号）。

（参考）会社法第二百九十八条

取締役（前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。）は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

- 株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されている。



# (参考) 会社法の解釈に関する国会答弁

## 国会答弁 (抄)

(第197回国会 衆議院 法務委員会 第2号 平成30年11月13日)

○小野瀬政府参考人 (法務省民事局長)

まず、委員御指摘のハイブリッド型についてでございますが、取締役が実際に開催する株主総会の場所を決定し、これを株主に通知した上で、その場所に来ていない株主等についても、情報伝達の双方向性及び即時性が確保されるような方式によって株主総会に出席することを認めることは、会社法上許容されるものと解されます。したがって、実際に開催されている株主総会に株主がオンラインで参加することを許容すること、いわゆる御指摘の**ハイブリッド型の株主総会を行うことは、会社法上許容され得るものと解されます。**

これに対しまして、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間のみで行う方式での株主総会、いわゆる**バーチャルオンリー型の株主総会を許容することができるかどうかにつきましては、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の場所を定めなければならないとされていることなどに照らしますと、解釈上難しい面があるものと考えております。**

## 2. ハイブリッド型バーチャル株主総会

# 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会

- 2019年8月に、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」を立ち上げ。
- 研究会における議論等を踏まえ、2020年2月にハイブリッド型バーチャル株主総会を開催する際の法的・実務的論点を明らかにした「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定・公表。

## 【新時代の株主総会プロセスの在り方研究会の委員構成】

(座長)

尾崎 安央 早稲田大学 法学学術院 教授

(委員)

市川 章人 日本生命保険相互会社 株式部長

井上 卓 三菱重工業株式会社 IR・SR室長

猪越 樹 ソニー株式会社 財務部IRグループSRチーム

シニアマネジャー

江良 明嗣 ブラックロック・ジャパン株式会社 マネージング・ディレクター

運用部門インベストメント・スチュワードシップ部長

北村 雅史 京都大学大学院 法学研究科 教授

佐々木 徹 ENEOSホールディングス株式会社 法務部長

澤口 実

高野 雄市

武井 一浩

田中 亘

塚本 英巨

寺沢 徹

弥永 真生

森・濱田松本法律事務所 弁護士

三井物産株式会社 法務部長

西村あさひ法律事務所 弁護士

東京大学 社会科学研究所 教授

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

アセットマネジメントOne株式会社 運用本部

責任投資グループ長

筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授

(オブザーバー)

法務省、金融庁、一般社団法人信託協会、株式会社 I C J



# 現代における株主総会の意義

- 大多数の会社においては、株主総会の開催前までに各議案に係る決議の趨勢が判明しているのが現状。会議体としての株主総会について、ハイブリッド型バーチャル株主総会についての検討を行うことにより、改めて議論。

## 【会議体としての株主総会についての複数の見解】

- ① **株主と取締役等が対面する緊張感の下で決議に向けた審議が行われることが重要。**
  - ✓ 決議と一体として行われる討議を重視。
  - ✓ 当日により多くの株主参加を促す。
- ② **株主総会プロセス全体の中で対話が十分行われていることが重要。**
  - ✓ プロセス全体の中で対話が行われることを前提に、当日の会議体としての側面が弱まることを許容。
  - ✓ 当日の株主総会については規模を縮小するといった会社における資源配分の見直しの可能性。
- ③ **決議に向けた審議ではなく、株主との良好な関係構築のための対話の場として活用すべき。**
  - ✓ 決議に向けた討議の場としてではなく、より一般的なコミュニケーションを重視。
  - ✓ 動画の活用やエンターテインメント性のある株主総会を開催し、株主に向けた自社PRの場として活用。

# ハイブリッド型バーチャル株主総会のメリットと留意事項

## 【ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のメリットと留意事項】

メリット	留意事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遠方株主の株主総会参加・傍聴機会の拡大。</li><li>・ 複数の株主総会を傍聴することが容易になる。</li><li>・ 参加方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール。</li><li>・ 株主総会の透明性の向上。</li><li>・ 情報開示の充実。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 円滑なインターネット等の手段による参加に向けた環境整備が必要。</li><li>・ 株主がインターネット等を活用可能であることが前提。</li><li>・ 肖像権等への配慮（ただし、株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくく、より臨場感の増した配信が可能。）</li></ul>

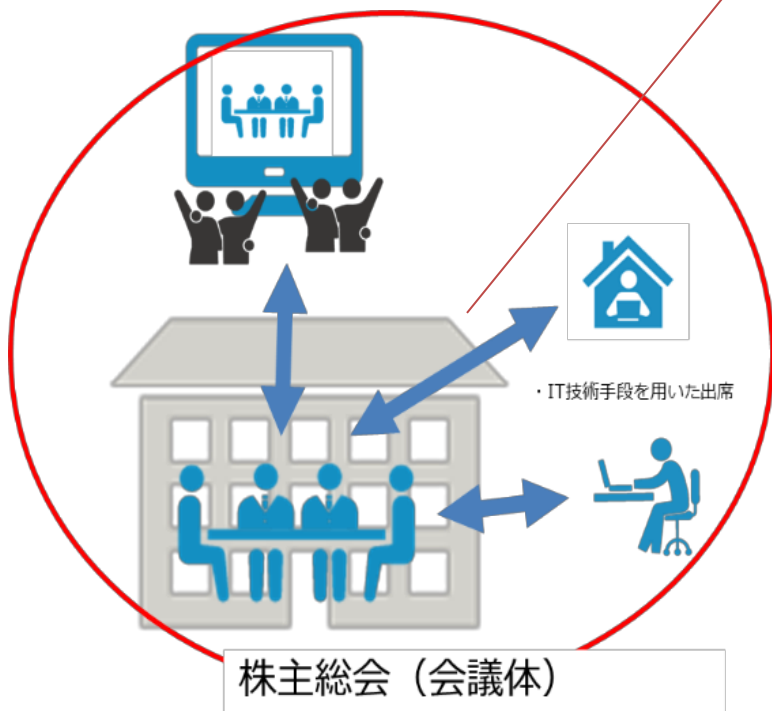
## 【ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のメリットと留意事項】

メリット	留意事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遠方株主の出席機会の拡大。</li><li>・ 複数の株主総会に出席することが容易になる。</li><li>・ 株主総会での質疑等を踏まえた議決権の行使が可能となる。</li><li>・ 質問の形態が広がることにより、株主総会における議論（対話）が深まる。</li><li>・ 個人株主の議決権行使の活性化につながる可能性。</li><li>・ 株主総会の透明性の向上。</li><li>・ 出席方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール。</li><li>・ 情報開示の充実。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問の選別による議事の恣意的な運用につながる可能性。</li><li>・ 円滑なバーチャル出席に向けた関係者等との調整やシステム活用等の環境整備。</li><li>・ 株主がインターネット等を活用可能であることが前提。</li><li>・ どのような場合に決議取消事由にあたるかについての経験則の不足。</li><li>・ 濫用的な質問が増加する可能性。</li><li>・ 事前の議決権行使に係る株主のインセンティブが低下し当日の議決権行使がなされない結果、議決権行使率が下がる可能性。</li></ul>

# 実施ガイドで整理した主な論点

- 実施ガイドでは、リアル株主総会で一般に行われている実務を応用することを基本に考えつつ、**新しい出席態様であること**と、バーチャル参加・出席は**追加的な出席手段であること**を前提に、現在利用可能な技術の中での具体的取扱いと、その根拠となる法的考え方を整理した。

「開催場所と株主との間において、**情報伝達の双方向性と即時性の確保**が必要」



## 【実施ガイドで整理した主な論点】

- 前提となる環境整備  
（通信障害についての考え方）
- 本人確認
- 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力  
の関係
- 質問の取扱い
- 動議の取扱い
- その他  
（招集通知の記載方法、お土産の取扱い等）

# 実施ガイドの主な内容

## 前提となる 環境整備

- 会社側の通信障害が発生し、その結果バーチャル出席株主が審議等に参加できない事態が生じた場合には、会社法831条1項の**決議取消事由に当たるとされる可能性も否定できない**。
- しかし、バーチャル出席株主はリアル出席という選択肢がある中でそれを選んだことから、その**決議取消に係る要件の充足性について、リアル株主総会が前提の解釈とは異なった解釈が可能と考えられ**、会社が通信障害防止のために**合理的な対策を取っていた場合には、決議取消事由には当たらないと解することも可能**。

## 本人確認

- 事前に株主に送付する議決権行使書面等に株主固有のID・PWを記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該**ID・PWを用いたログインを行う**ことが妥当。

## 質問・動議

- バーチャル出席株主から質問・動議を受け付ける場合、例えば**現経営陣に対して敵対的な質問であるという理由のみで取り上げないといった恣意的な議事運営が許されない**ことは当然であるが、リアル出席株主に比べ、質問や動議の心理的ハードルが下がることや、議事運営の妨害といった不当な目的で同じ質問や動議を複数回送ることが容易であることから、**質問や動議が濫用的に行われる可能性も否定できない**。
- そこで、**1人が提出できる質問回数や文字数などの事務処理上の制約を予め運営ルールとして定め、招集通知等で周知することも考えられる**。

# 「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」の策定

- ハイブリッド型バーチャル株主総会の更なる実務への浸透を図るため、2021年2月3日に実施ガイドの別冊として、**株主総会における実施事例や実際の運用における考え方等を示した実施事例集を策定。**

2021

## ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド （別冊）実施事例集

2021年2月3日策定  
経済産業省

## 【実施事例集のイメージ】

各論点に関する考え方を簡潔に示している。

### 3.(6) 肖像権等への配慮 【参加型・出席型共通】

実施ガイド P.7

- 審議等の状況が外部に向けて配信された場合、映像等で配信される**株主の肖像権等に関して留意事項が存在。**
- 実施ガイドでは、**株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくいとしている。**
- そのほか、例えば、①撮影・録音・転載等を禁止することや、②**配信により株主の氏名が公開される場合には事前に通知をする等の対応をとることが考えられる。**通知の方法としては招集通知によることも考えられる。

### 【実施事例】

- 招集通知において、バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただく旨を記載した。

(アドウェイズ)

#### 【アドウェイズの招集通知における記載】

- ⑦バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- ⑧当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- ⑨バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

14

2020年株主総会における実施事例を紹介している。



# ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集

- 実施ガイドの別冊として、論点ごとの実施事例・考え方を示した実施事例集を2021年2月に策定・公表。

## 実施事例集で整理した主な論点

### 参加型・出席型共通の論点

#### 配信方法

- インターネット等の手段として、電話やe-mail、チャット、動画配信等や、これらを組み合わせて実施することが考えられる。

#### インターネット等で出席する取締役等の議決権行使

- インターネット等で出席する取締役等が、他の株主とは異なる方法によって議決権行使することを認めたとしても、株主平等原則に反するとまではいえない。

#### 出席希望株主の事前登録

- インターネット等で出席を希望する株主に対してその登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会に対する配慮を行うことが重要。

#### 配信方法

- 株主に限定して配信した場合には肖像権等の問題が生じにくいとされているものの、問題発生を回避するために、撮影・録音・転載等を禁止することや、配信により株主の氏名が公開される場合には事前に通知することが考えられる。

### 出席型の論点

#### 配信遅延への対応

- 数秒から数十秒程度の軽微な配信遅延が生じることが考えられるため、議決権行使の締切時間をあらかじめ告知することや、議決権行使から賛否結果表明までの間に余裕を持たせることが考えられる。

#### 通信障害対策

- 通信障害のリスクを避けるため、事前の議決権行使を促すことが重要。
- 一般に利用可能なライブ配信サービスやウェブ会議ツールを利用すること、通信障害に備えたバックアップ手段の確保、事前の通信テスト実施、対処シナリオの準備等が考えられる。

#### 出席時の議決権行使と事前の議決権行使との効力の関係

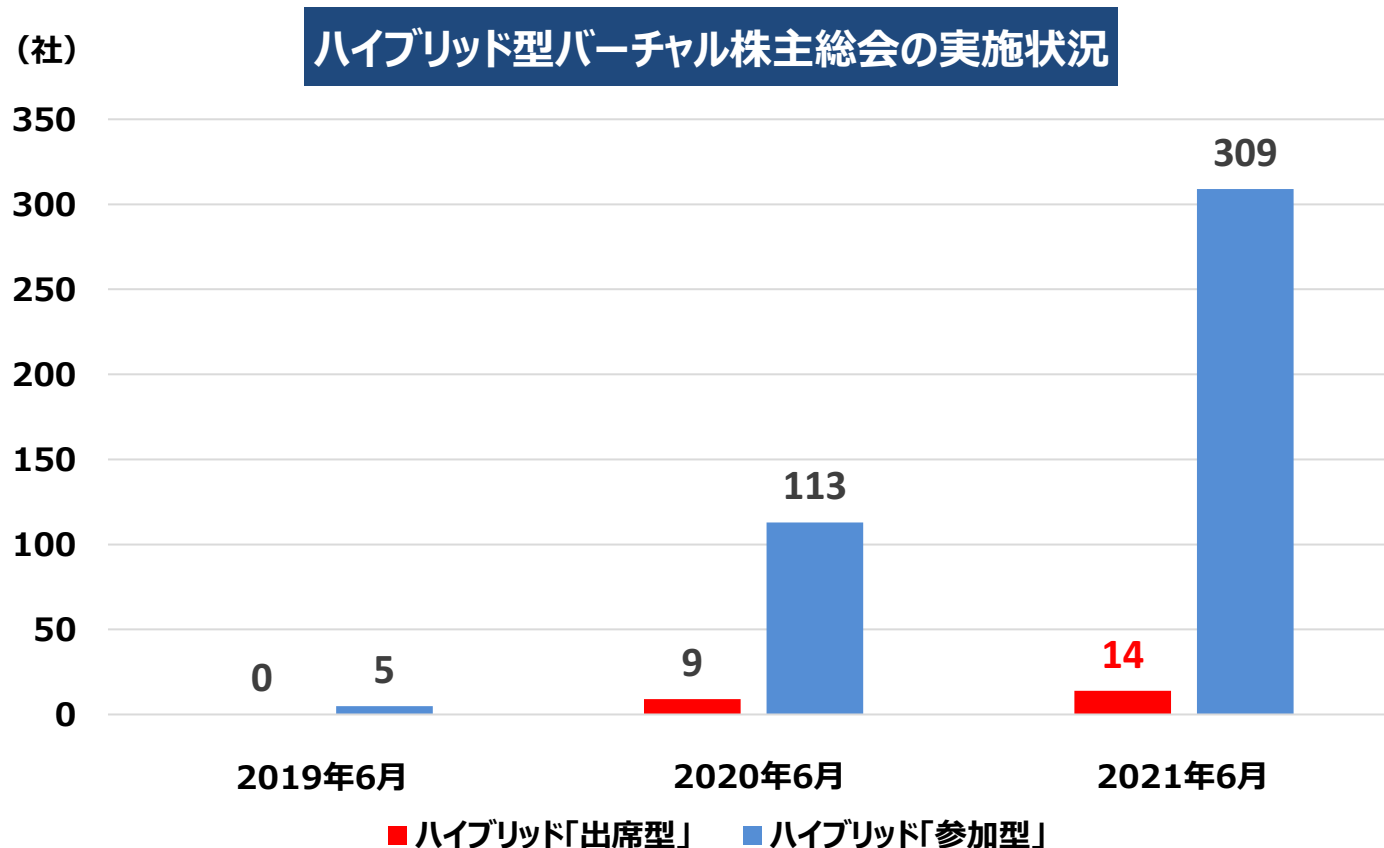
- 議決権行使の効力関係について、あらかじめ招集通知等で株主に通知しておくことが重要。

#### 動議の取扱い

- バーチャル出席株主による動議については、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることも想定される。
- そこで、実施ガイドでは、原則として動議の提出については、リアル出席株主からのそれを受け付けることで足りると示している。

# 2021年6月のバーチャル株主総会の実施状況

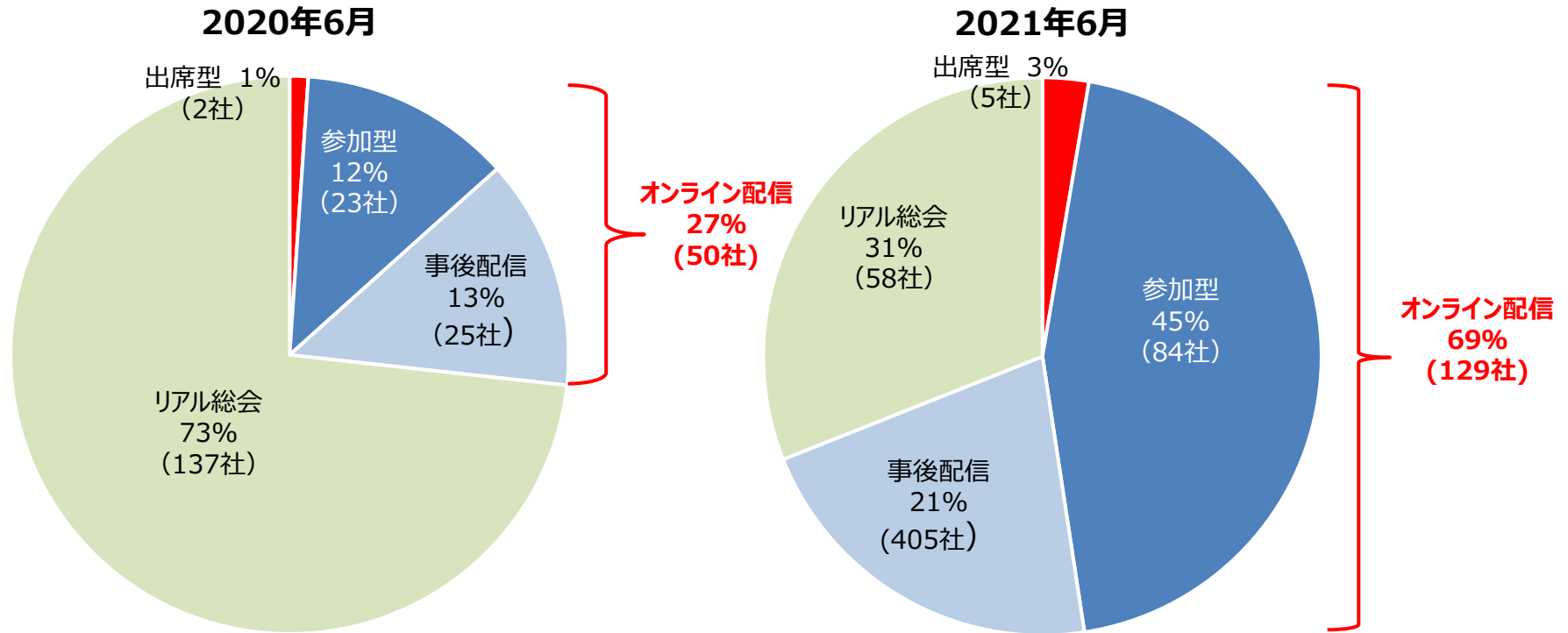
- 2021年6月の株主総会において、ハイブリッド「出席型」は2020年6月の9社から14社に、ハイブリッド「参加型」は2020年6月の113社から309社に増加。
- バーチャルオンリー株主総会は法律の施行が6月となったため、実績無し（その後3社が実施）。



# 株主総会のオンライン配信の実施状況（日経225銘柄）

- 日経225銘柄（2021年6月総会187社）のうち、5社がハイブリッド「出席型」を、84社がハイブリッド「参加型」を実施。
- ハイブリッド「出席型」、ハイブリッド「参加型」、事後配信のいずれかを実施した企業は計129社にのぼり、過半数を超えた。

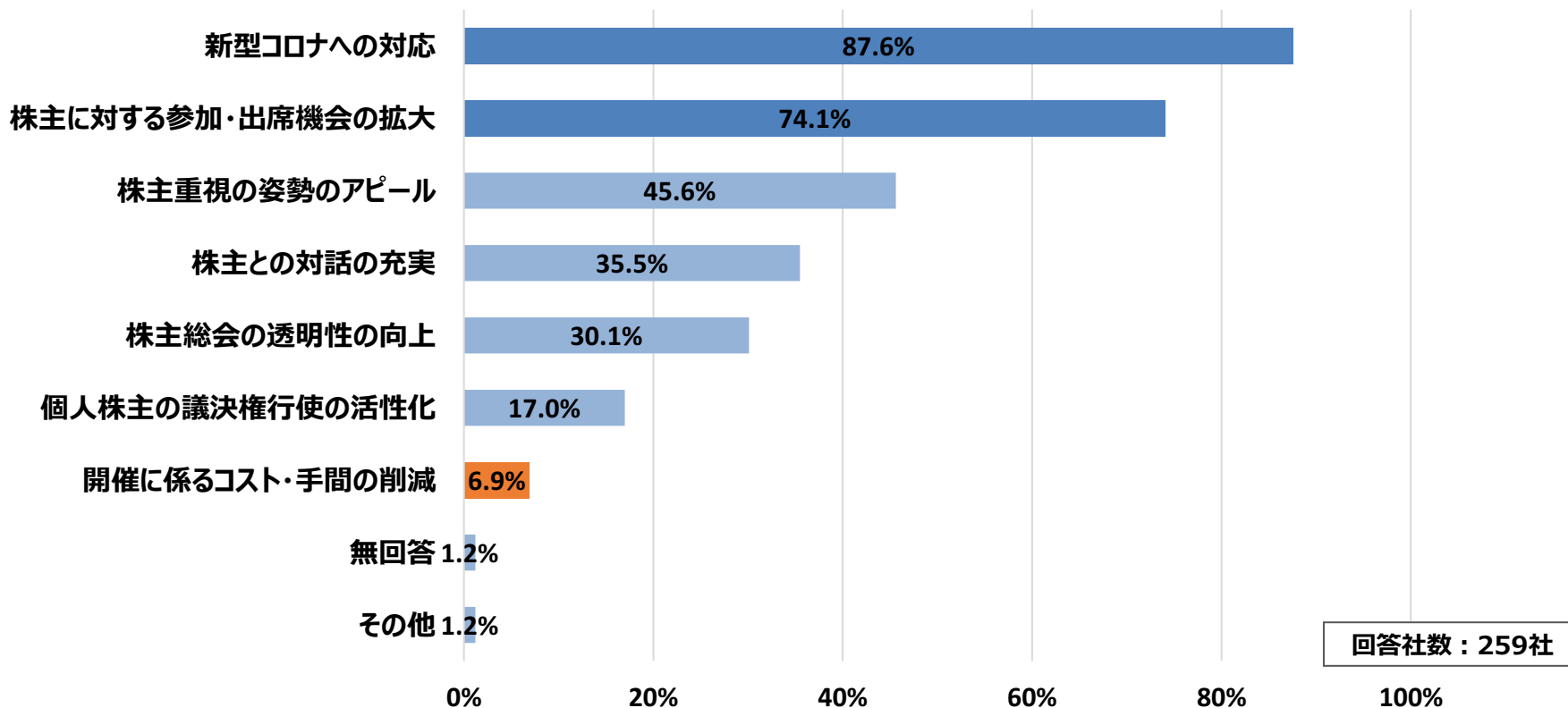
## 日経225銘柄における株主総会の実施状況



# ハイブリッド型で実施する理由

- ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施（予定）の理由としては、「新型コロナへの対応」や「株主に対する参加・出席機会の拡大」を挙げている会社が多く、コスト削減を挙げる企業は少ない。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施理由（複数回答）



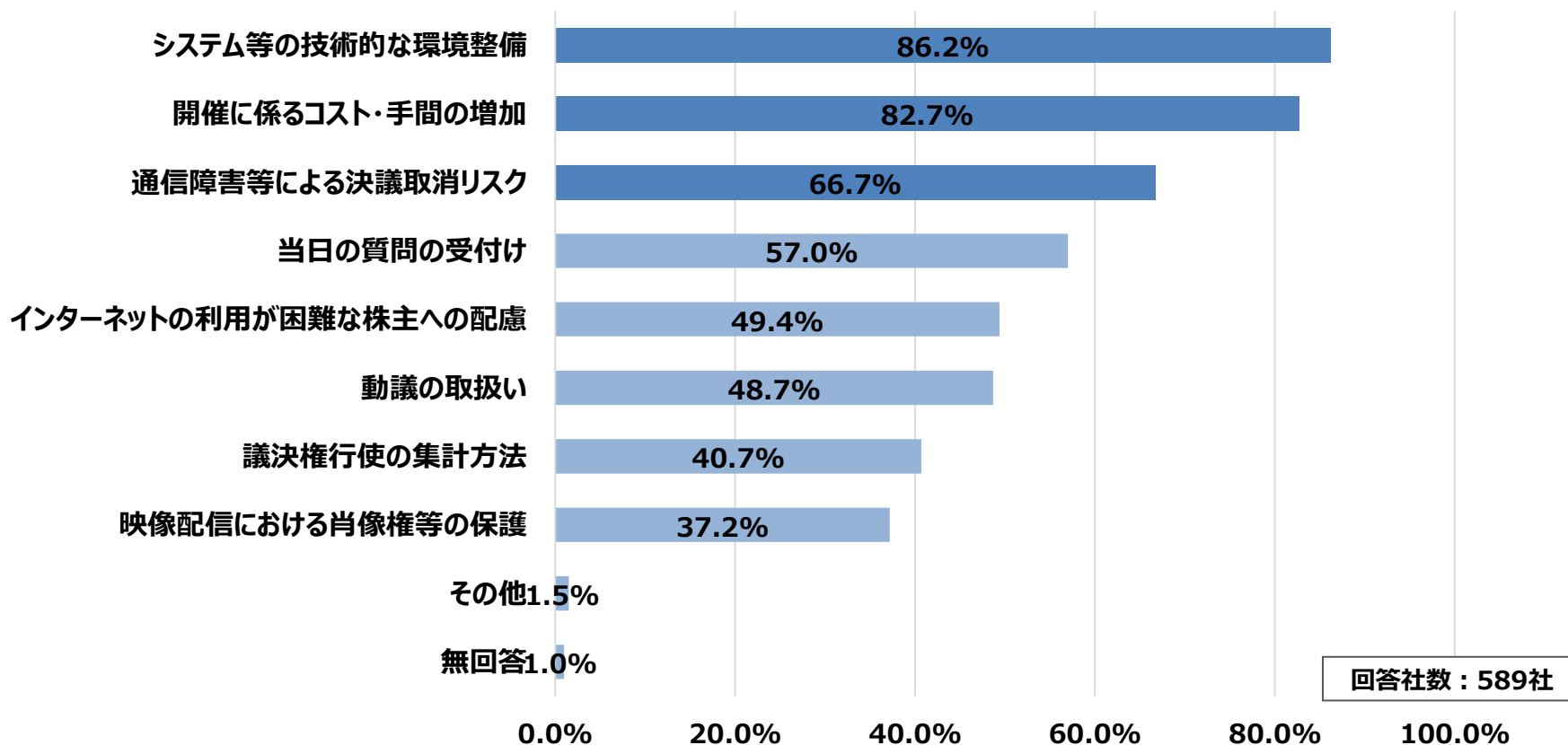
（備考）実施予定の場合を含む

（出所）商事法務研究会編「2020年版株主総会白書」（旬刊商事法務2256号（2021））185頁図表189を基に経済産業省にて作成

# ハイブリッド型に関する企業の課題認識

- ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する課題認識としては、システム等の環境整備、開催に係るコスト、通信障害等による決議取消リスクを挙げている会社が多い。

ハイブリッド型バーチャル株主総会に関する課題認識（複数回答）

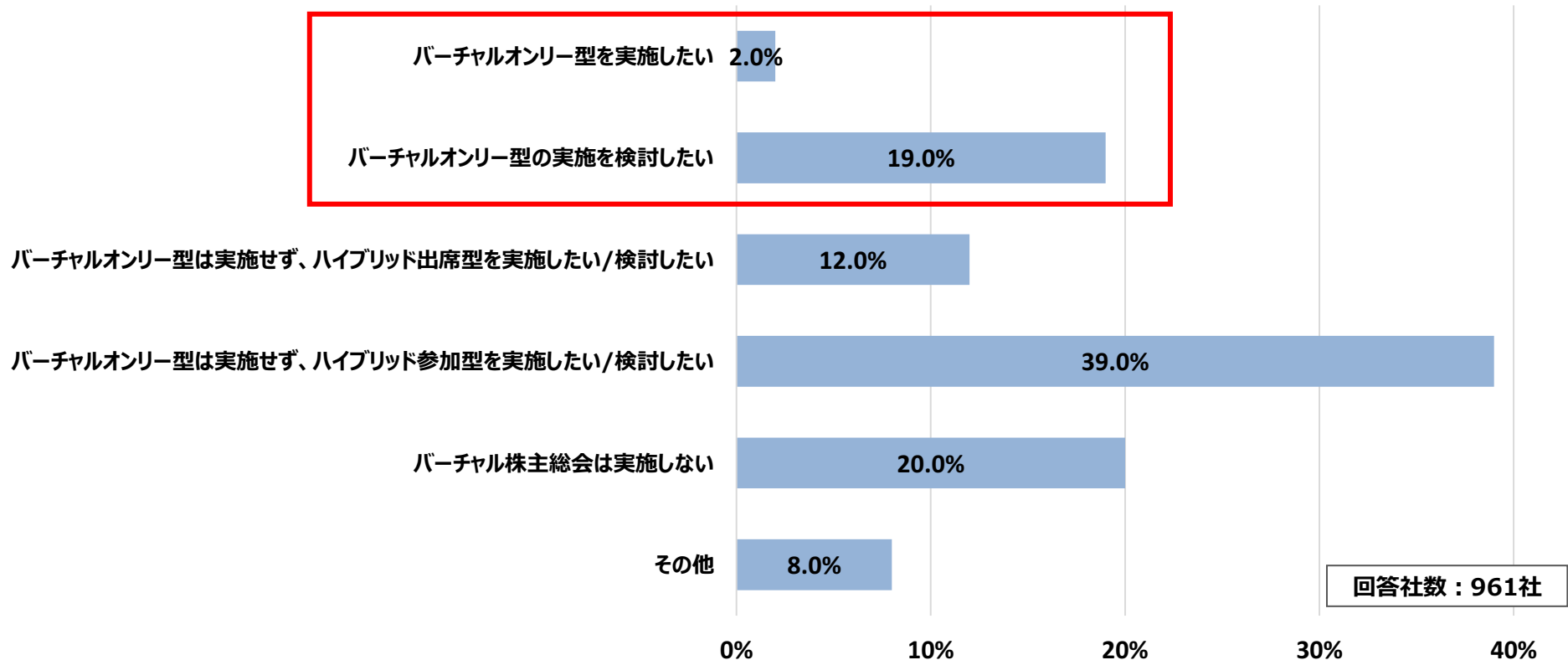


### **3. バーチャルオンリー株主総会**

# バーチャルオンリー株主総会の実施意向

- 多くの会社はハイブリッド型を実施・検討したいと考えている一方で、バーチャルオンリー株主総会を実施・検討したいと回答した企業も21%に上る。

## バーチャルオンリー株主総会開催の意向

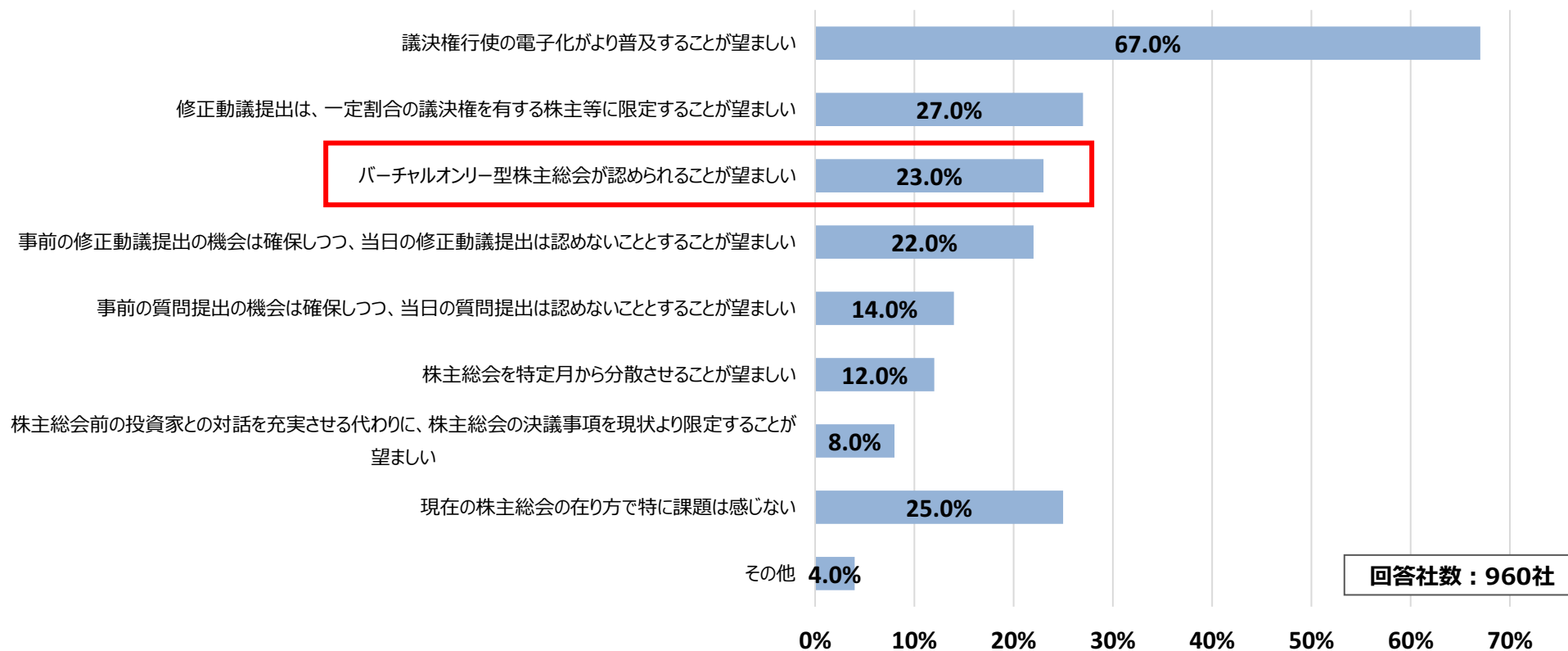


(出所) 東証一部・二部上場企業に対する経済産業省のアンケート調査（回答期間2020年12月～2021年1月）より作成。  
(備考) アンケートはバーチャルオンリー株主総会に関する法案提出前に行われたもの。なお、その他としては「バーチャルオンリー株主総会の実施は、法整備の状況や株主からの要望、他社動向等を勘案しながら慎重に検討したい」というものが多かった。

# 株主総会の在り方に関する企業の意見

- 将来的な株主総会の在り方について、議決権行使の電子化の普及やバーチャルオンリー総会の制度の創設など、株主総会のオンライン化を希望する声が多い。

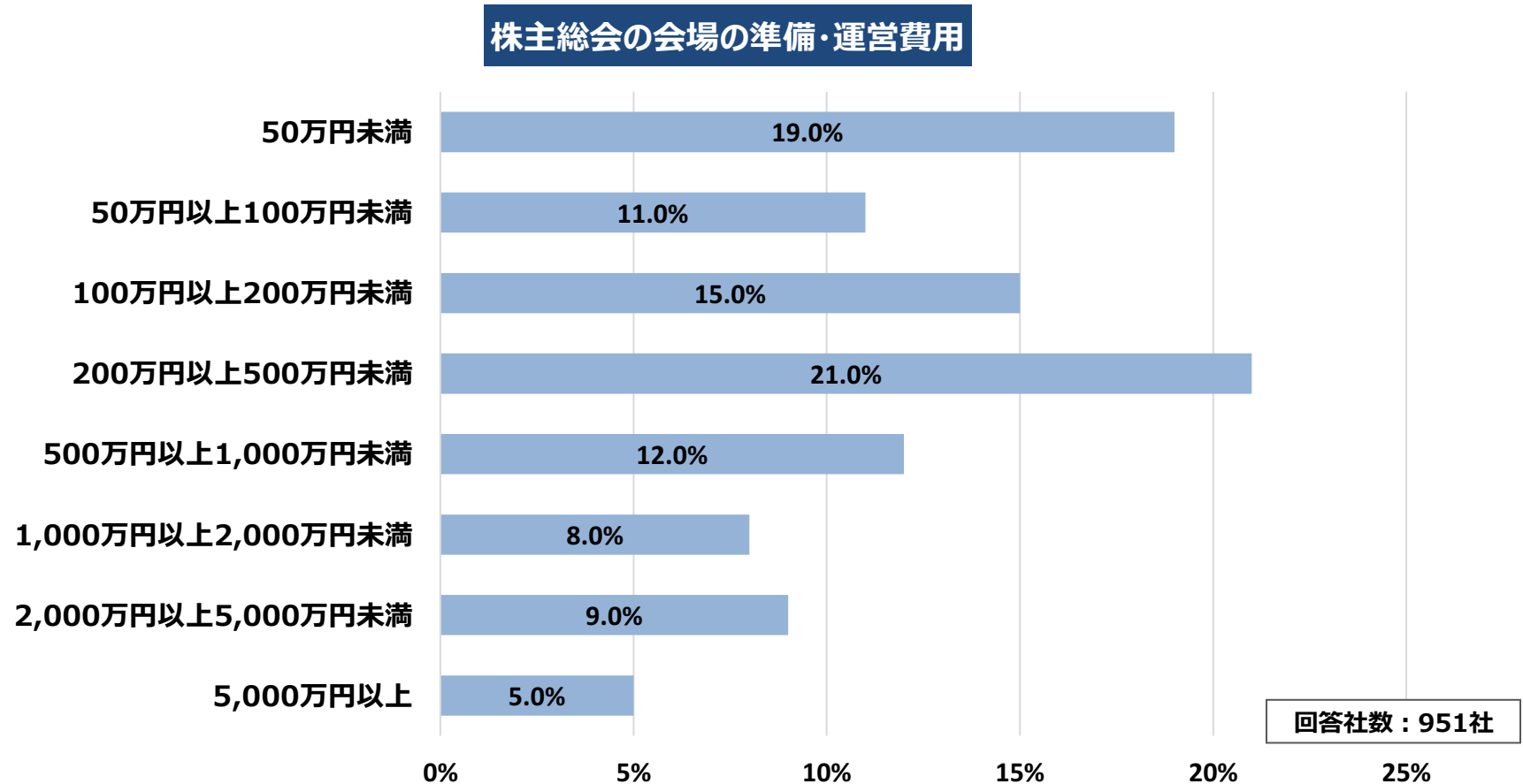
## 将来的な株主総会の在り方について





## (参考) 通常の株主総会の会場・運営費用

- 株主総会の会場の準備・運営に掛かる費用はかなりばらつきがある。200万円以上500万円未満が最も多いが、1～2億円が9社、2億円以上も6社あった。



(出所) 東証一部・二部上場企業に対する経済産業省のアンケート調査(回答期間2020年12月～2021年1月)より作成

(備考) アンケートはバーチャルオンリー株主総会に関する法案提出前に行われたもの。

(注) 5,000万円以上の内訳は、5,000万円以上1億円未満15社、1億円以上2億円未満9社、2億円以上6社

# バーチャルオンリー株主総会実現に向けた政府方針・民間提言

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等も踏まえ、政府全体の「成長戦略フォローアップ」や「実行計画」において、バーチャルオンリー株主総会についての方向性が示されるとともに、新経連や経団連といった経済団体からもその実現に向けた提言がなされた。

- 「**コロナ問題を契機とした規制・制度／経営・業務改革～デジタルXの未来を今に～**」（令和2年4月9日 新経連）
  - 「バーチャル完結型の実施に向けて検討を行い、実施する」
- 「**成長戦略フォローアップ**」（令和2年7月17日 閣議決定）
  - 「バーチャルオンリー型株主総会を含む株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方、情報開示の充実のための方策など新たな株主総会の在り方について検討を行い、2020年度中に一定の結論を得る。」
- 「**株主総会におけるオンラインの更なる活用についての提言**」（令和2年10月13日 経団連）
  - 「特例法等による対応によりバーチャルオンリー型を選択的に開催可能とするための措置を検討することが考えられる。」
- 「**実行計画**」（令和2年12月1日 政府の成長戦略会議において取りまとめ）
  - 「ウィズコロナの中で、バーチャルオンリー型の株主総会（インターネット上のみで株主総会を開催）が米欧で認められていることに鑑み、我が国においても、来年の株主総会に向けて、バーチャル株主総会を開催できるよう、2021年の通常国会に関連法案を提出する。」
- 「**当面の規制改革の実施事項の概要**」（令和2年12月22日 政府の規制改革推進会議において取りまとめ）
  - 「バーチャルオンリー型株主総会を開催できるよう、適切な措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】」

# バーチャルオンリー株主総会の創設経緯とその趣旨

- バーチャルオンリー株主総会に関する制度が盛り込まれた「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が、2021年6月9日に成立。
- 制度の利用を通じて、**株主総会の活性化・効率化・円滑化**につながることを期待されている。

## 法案成立までの経緯

- 2021年2月 5日 第204回通常国会に提出
- 2021年6月 9日 第204回通常国会にて成立
- 2021年6月16日 公布、施行（場所の定めのない株主総会に関する規定の施行日）

## 制度の趣旨

バーチャルオンリー株主総会は、(i)遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、(ii)物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、また、(iii)株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。

このように、**株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる**ことから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化する観点から、**本制度において、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能**としている。

# 制度の概要

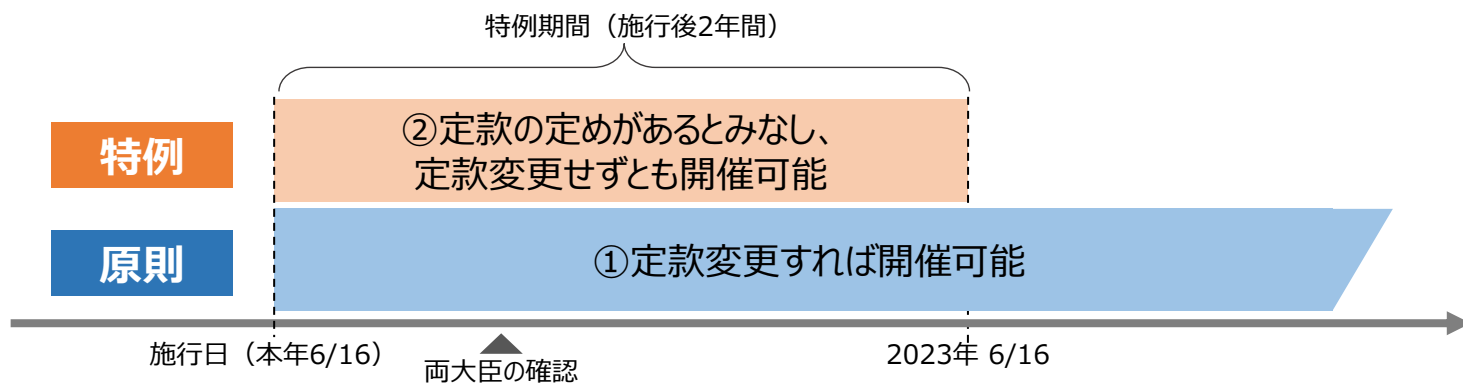
- 上場会社は、両大臣の確認を受けた場合に限り、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる旨を定款に定めることができる。
- ただし、施行後2年間においては、上記の確認を受けた上場会社は定款の定めがあるものとみなすことができ、定款変更決議を経ることなく、開催することが可能。

確認要件

- ①通信の方法に関する事務の責任者の設置
- ②通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定
- ③インターネットの使用に支障のある株主の利益の確保への配慮についての方針の策定 等

## 制度の内容

- ① 上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めのある上場会社については、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能としている。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行後2年間は、上記①の確認を受けた上場会社については、上記①の定款の定めがあるものとみなすことができることとしている。この場合、定款変更の株主総会決議を経ることなく、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる。なお、当該みなしに基づく場所の定めのない株主総会においては、上記①の定款の定めを設ける定款変更の決議を行うことはできない。



# 制度の詳細（1）

- 場所の定めのない株主総会の開催にあたっては、以下の要件を充足する必要がある。

## 1. 場所の定めのない株主総会の開催の要件

〔産競法66条1項・2項、  
省令1条・2条〕

### ①「上場会社」であること

- 「上場会社」…  
金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社

### ②（③の前提として）「省令要件」該当性について

#### 経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けること

- 「省令要件」…  
以下のいずれにも該当するものであること
  - (i) 通信の方法に関する事務（(ii)(iii)の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者の設置
  - (ii) 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定
  - (iii) 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の策定
  - (iv) 株主名簿に記載・記録されている株主の数が100人以上であること

### ③「定款の定め」があること

- 「定款の定め」…  
株主総会（種類株主総会を含む。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会）とすることができる旨の定款の定め
- 「定款の定め」を設けるためには、株主総会の特別決議による定款変更が必要。  
ただし、施行後2年間は、②の「確認」を受けた上場会社については、「定款の定め」があるものとみなすことができる（附則3条）。

### ④招集決定時に「省令要件」に該当していること

- ②の「確認」時に加えて、場所の定めのない株主総会の招集決定時に、②の「省令要件」に該当している必要がある。
- この時点での「省令要件」該当性については、招集決定者において確認することとなる。

※なお、②の「確認」は、③の前提として必要になるものであり、場所の定めのない株主総会の開催の都度、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けるものではない。

## 制度の詳細（２）

- 招集の決定事項、招集通知の記載・記録事項、延期・続行、議事録の記載・記録事項については、以下の規律を定めている。

### 2. 招集の決定事項

〔読替後の会社法298条1項、  
省令3条〕

- 株主総会の「場所」に代えて、「株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨」を決定。
- 会社法上の決定事項に加えて、以下の事項を決定。
  - (i) 書面による事前の議決権行使を認めること（ただし、全株主に金融商品取引法に基づき委任状勧誘をしている場合を除く。）
  - (ii) 通信の方法
  - (iii) 事前の議決権行使をした株主が（株主総会当日に）通信の方法を使用した場合における事前の議決権行使の効力の取扱いの内容

### 3. 招集通知の記載・記録事項

〔読替後の会社法299条4項、  
省令4条〕

- 会社法上の記載・記録事項（「場所」を除く。）に加えて、以下の事項を記載・記録。
  - (i) 前記2の招集の決定事項
  - (ii) 株主総会の議事における情報の送受信のために必要な事項（例：URL、ID・パスワード等）
  - (iii) 招集決定時における前記1②(ii)(iii)の方針の内容の概要

### 4. 延期・続行

〔読替後の会社法317条〕

- 株主総会決議で延期・続行を決定する通常の手続に加えて、以下の手続が可能。
- すなわち、場所の定めのない株主総会において、通信の方法に係る障害により議事に著しい支障が生じる場合に議長が延期・続行を決定することができる旨の議長一任決議があるときには、実際に当該支障が生じた場合には、別途の株主総会決議を経ることなく、議長の決定により延期・続行が可能。

### 5. 議事録の記載・記録事項

〔読替後の会社法318条1項、  
省令5条〕

- 株主総会の日時・場所等（会社法施行規則72条3項1号）に代えて、以下の事項を記載・記録。
  - (i) 株主総会の日時
  - (ii) 株主総会を場所の定めのない株主総会とした旨
  - (iii) 通信の方法（前記1②(ii)(iii)の方針に基づく対応の概要を含む。）



## Q&Aの主な内容①

- 本制度に関するQ&Aをウェブサイトで公表している。以下、主なものを紹介する。

**Q1-9. 両大臣の確認を受けた後に、省令第1条第1号の責任者や、同条第2号及び第3号の方針の内容に変更があった場合には、改めて両大臣の確認を受けることや、両大臣に変更の内容を報告することが必要になりますか。**

A 本法令において、当該場合についても、改めて両大臣の確認を受けることや、両大臣に変更の内容を報告することは必要とされていません。ただし、上場会社が両大臣の確認を受けており、当該上場会社の定款に本定款の定めがある場合（附則第3条第1項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなされる場合を含みます。）であっても、場所の定めのない株主総会を開催しようとするときには、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要がある（法第66条第2項の「その招集の決定の時ににおいて前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く」の部分。Q4-1.参照）ため、変更後の責任者や方針の内容について、場所の定めのない株主総会の招集決定の時に、それぞれ省令第1条第1号から第3号までの要件を満たしている必要があります。

**Q4-6. 省令第3条第3号の「取扱いの内容」については、どのように定めれば良いですか。**

A 株主が事前の議決権行使（会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権行使）をした上で、当該株主が場所の定めのない株主総会の通信の方法を使用した場合に、事前の議決権行使の効力をどのように取り扱うかについての内容のことであり、具体的には、①当該株主が場所の定めのない株主総会のシステムにアクセス（ログイン等）をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱いや、②当該株主が場所の定めのない株主総会の中で議決権行使をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱い等が考えられます。なお、同号の「取扱いの内容」は、株主総会の招集通知の記載・記録事項となっています（省令第4条第1号）。

## Q&Aの主な内容②

**Q6-2. 場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法は、議長や取締役等と株主との間の情報伝達の双方向性や即時性を確保するものである必要がありますか。**

A 株主総会が開催されたと評価されるためには、情報伝達の双方向性や即時性を確保する必要があると考えられ、場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法も、そのような要請を満たすものである必要があると考えられます。ただし、情報伝達の双方向性や即時性を具体的にどのような手段により確保するかについては、議長の権限（会社法第 315 条）に属する事項として議長の合理的な裁量に委ねられると考えられ、例えば、株主からの質問や動議をテキストメッセージで受け付けることとしても、そのことをもって双方向性や即時性が失われるものではないと考えられます。また、システムの性質として情報の送受信に軽微なタイムラグが生じる場合であっても、議事への参加に支障がないように運営がされているときには、軽微なタイムラグがあることのみをもって、情報伝達の即時性が失われるものではないと考えられます。

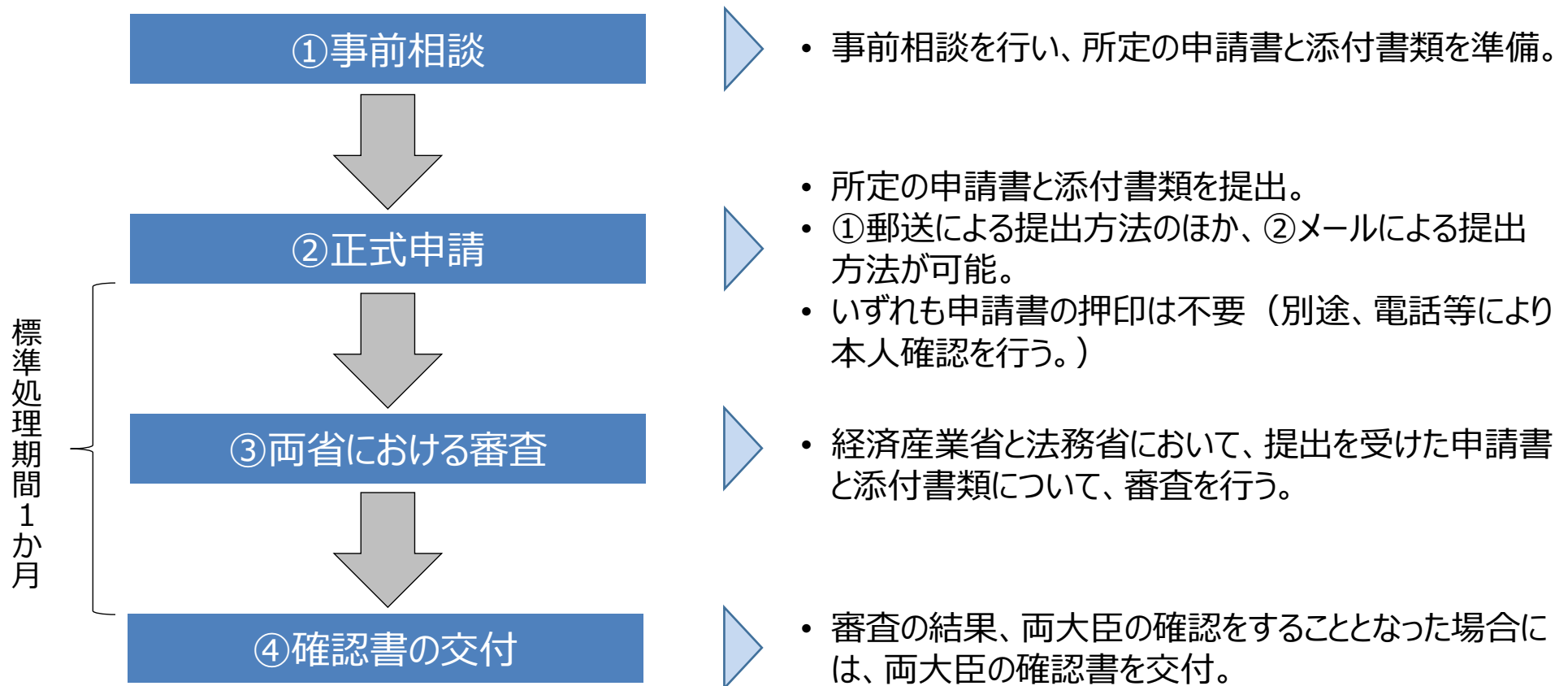
**Q8-1. 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合に、どのようなときに決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）に該当し、どのようなときにこれらに該当しないと解することができますか。**

A 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合における決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）の該当性については、通信障害が生じたタイミングや通信障害が議事に与える影響等にも左右され、一律に結論付けることは困難であると考えられます。その上で、例えば、株主側の事情（株主側の通信環境の不具合等）により通信障害が生じた場合等には、それが決議取消事由となることはないと解することも可能と考えられます。他方で、採決のタイミングで、通信障害により大多数の株主の議決権行使が妨げられたような場合等には、決議不存在事由と評価される可能性があると考えられます。



# 両大臣の確認に関する手続の流れ

- 経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受ける手続の流れとしては、①事前相談、②正式申請、③両省における審査、④確認書の交付を想定。
- 活用を検討しておられる上場会社の皆様は、早めのご相談をお願いします。



# (参考) 産業競争力強化法の規定 (抄) ※本則

## 第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が場所の定めのない株主総会を招集する場合（その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）における同法（中略）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十八条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十八条第一項第一号	<u>場所</u>	<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨</u>
(後略)		

3 (略)

# (参考) 産業競争力強化法の規定 (抄) ※附則

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法**第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日**

二～四 (略)

### (産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「**上場会社**」という。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「**第一号施行日**」という。）から二年を経過する日までの間において上場会社となった株式会社が、**第一号施行日から二年を経過する日**（当該日までの上場会社でなくなった株式会社にあつては、上場会社でなくなった日）**までの間に**第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「**新産競法**」という。）**第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。**

2 **前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。**

# 「投資家と企業の対話ガイドライン」における記載

- 昨年6月に、コーポレートガバナンス・コードに併せて改訂された「投資家と企業の対話ガイドライン」において、バーチャル株主総会一般について、透明性・公平性の確保について記載されている。

## 金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」（2021年6月11日改訂）

本ガイドラインは、コーポレートガバナンスを巡る現在の課題を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたもの。

### 4. ガバナンス上の個別課題

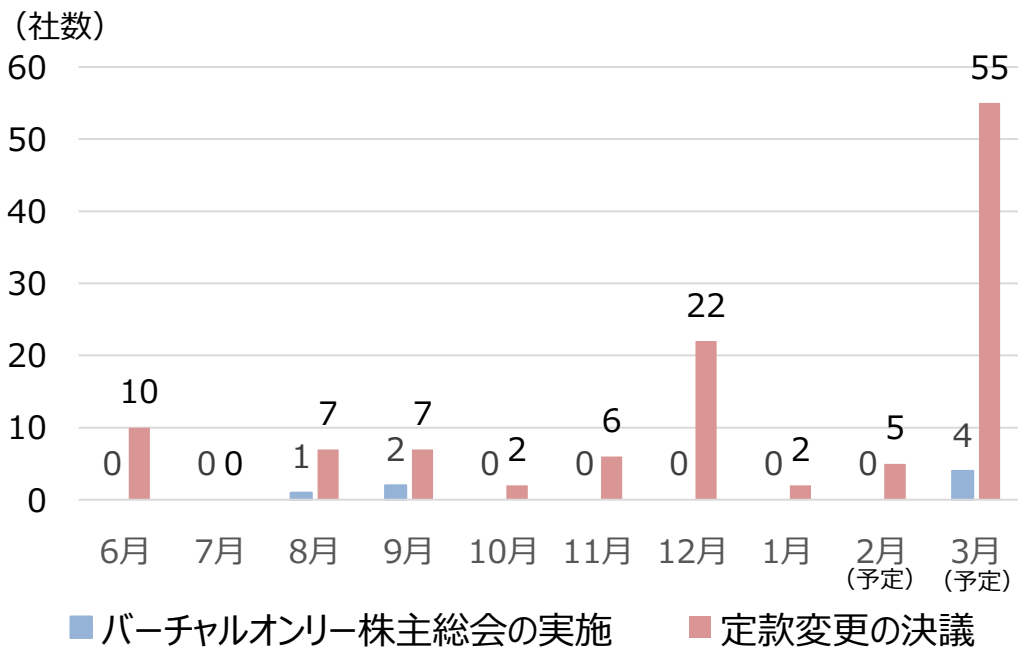
#### （1）株主総会の在り方

- 4-1-4. 株主の出席・参加機会の確保等の観点からバーチャル方式により株主総会を開催する場合には、**株主の利益の確保に配慮し、その運営に当たり透明性・公正性が確保されるよう、適切な対応を行っているか。**

# バーチャルオンリー株主総会の実施・定款変更の状況

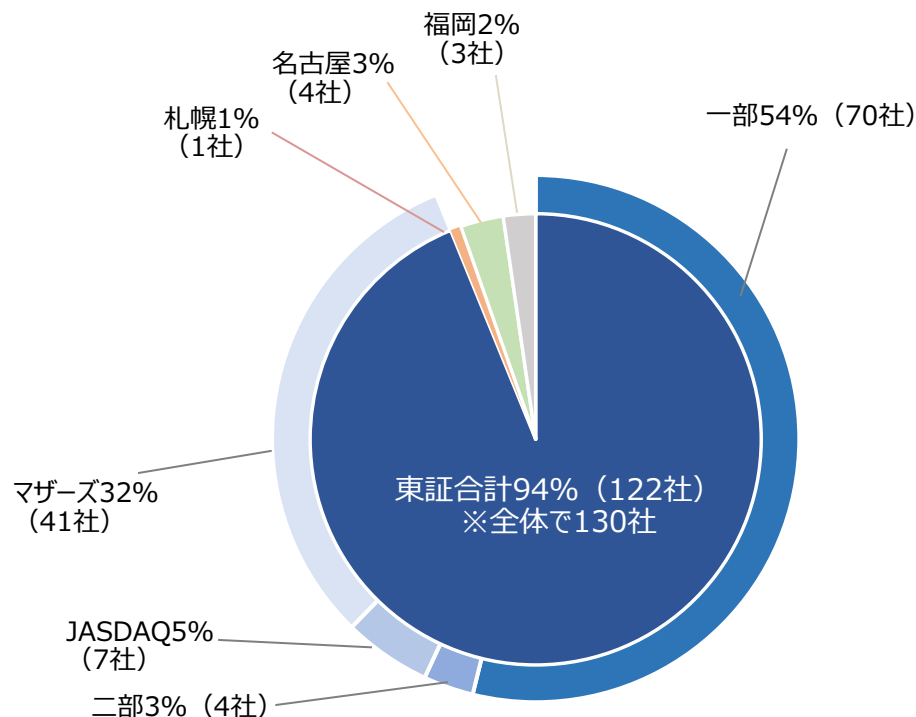
- バーチャルオンリー株主総会を実施した会社はこれまで3社（いずれも経過措置を利用して実施）。加えて、2022年3月には4社が実施予定。
- また、同年3月までにバーチャルオンリー株主総会の実施を可能とする定款変更議案を総会で決議した又は決議する予定の会社は130社。

バーチャルオンリー総会実施及び定款変更決議の推移



(注) 2月15日現在 (3月までに実施予定の会社 (経済産業省調べ) を含む)

実施及び決議した企業が上場している市場



(注) 複数の証券取引所に株式を上場している企業は、上場している市場ごとに1社とカウントしているため、合計は左のバーチャルオンリー株主総会実施件数及び定款変更決議件数とは一致しない。件数はバーチャルオンリー総会の実施件数と定款変更決議件数の合計 (2月15日現在 (3月までに実施予定の会社 (経済産業省調べ) を含む) )。

# バーチャルオンリー株主総会を開催した3社の状況

- これまでに3社がバーチャルオンリー株主総会を実施し、大きなトラブルは発生していない。
- 質問への回答を事後的にHPで公表することで総会運営の透明性を向上させるなどの取組も行われている。

## 実施した3社の状況と主な取組

### 【出席株主】

- 出席株主数は、従前に比べ増加。
- 出席株主の居住地について見ると、関東以外の株主の割合が増加。

### 【質問・動議】

- 事前質問を受付。当日の質問はWebサイトへの入力により実施。
- 当日の回答は社長から口頭で実施。これらの質疑の模様や、全ての質問への回答を同社ホームページで後日公表。
- 事前質問も含め、寄せられた質問のうち、議題に関する質問には全て回答。
- 動議の提出はなし。

### 【通信障害対策】

- 通信障害対策の講じられたシステムを利用したうえで、映像配信のバックアップとしてZoomを用意。
- 実績のあるシステムベンダーにシステムを委託。昨年の参加型総会と比較し、配信のタイムラグを数十秒短縮することに成功。
- 主回線に通信障害が生じた場合に備え、別の回線や予備のモバイルルーターを用意。

### 【デジタルデバイドの株主への配慮】

- インターネットによる出席のほか、電話会議システムによる傍聴と可能とした。また、本社会議室を「視聴室」として設け、「視聴室」に設置した同社パソコンによる視聴を可能とした。
- アクセス・操作方法等について解説を行うため動画を作成し、公開。

### 【株主からの評価】

- 出席株主へのアンケート調査では、バーチャルオンリー株主総会を実施したことを「評価する」という回答が99%を占め、バーチャルオンリーでの開催を評価する声が多い。

# 定款変更を行った企業一覧①

- これまでにバーチャルオンリー株主総会の実施を可能とする定款変更議案を総会で決議した会社は61社。平均の議案賛成割合は93%であり、いずれも賛成されている。

会社名	株主総会開催日	会社名	株主総会開催日
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス	2021年6月10日	株式会社チェンジ	8月26日
株式会社リクルートホールディングス	6月17日	メディアファイブ株式会社	8月26日
Zホールディングス株式会社	6月18日	Sansan株式会社	8月31日
株式会社LIXIL	6月22日	株式会社ユーザーローカル	9月24日
ソフトバンク株式会社	6月22日	株式会社スカラ	9月27日
ソフトバンクグループ株式会社	6月23日	株式会社アバント	9月28日
リスクモンスター株式会社	6月24日	株式会社サニーサイドアップグループ	9月28日
アステリア株式会社	6月26日	株式会社きちりホールディングス	9月29日
武田薬品工業株式会社	6月29日	株式会社メルカリ	9月29日
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	6月29日	株式会社アンビションDXホールディングス	9月29日
アスクル株式会社	8月4日	株式会社エイチーム	10月27日
日本オラクル株式会社	8月20日	株式会社クロスフォー	10月29日
株式会社フィードフォース	8月25日	株式会社global bridge HOLDINGS	11月18日
株式会社GameWith	8月25日	株式会社ココナラ	11月25日

(注) 定款変更実施件数は、2月末日までに開催予定の会社を含む。  
賛成率は2月15日時点において判明している会社について、各社の臨時報告書を基に経済産業省にて作成。

## 定款変更を行った企業一覧②

会社名	株主総会開催日	会社名	株主総会開催日
株式会社良品計画	11月26日	株式会社FPG	12月22日
株式会社SHIFT	11月26日	株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス	12月23日
株式会社出前館	11月29日	株式会社キャリア	12月23日
株式会社チームスピリット	11月30日	株式会社フリークアウト・ホールディングス	12月23日
株式会社サイバーエージェント	12月10日	株式会社LIFULL	12月23日
株式会社ブランジスタ	12月14日	Retty株式会社	12月23日
株式会社メタップス	12月14日	株式会社エアトリ	12月24日
株式会社ネクシィーズグループ	12月15日	株式会社サンワカンパニー	12月24日
株式会社CRI・ミドルウェア	12月16日	株式会社ピアズ	12月24日
株式会社アトラエ	12月17日	株式会社プロレド・パートナーズ	2022年1月25日
株式会社コロプラ	12月17日	株式会社モルフォ	1月31日
株式会社プラスアルファ・コンサルティング	12月17日	株式会社マネーフォワード	2月21日(予定)
BEENOS株式会社	12月17日	アステナホールディングス株式会社	2月25日(予定)
GMOフィナンシャルゲート株式会社	12月17日	クックビズ株式会社	2月25日(予定)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	12月19日	日本毛織株式会社	2月25日(予定)
ナレッジスイート株式会社	12月21日	株式会社ファンドクリエーショングループ	2月25日(予定)
人・夢・技術グループ株式会社	12月22日		

(注) 2月15日時点



# 各企業が示している方針の概況

- 要件の (ii) 及び (iii) について、各企業が示している方針を見ると、例えば以下のような方針が盛り込まれている。

## (ii) 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針

### <通信障害対策の講じられたシステムの構築・利用>

- ・通信環境の冗長化（バックアップ用の予備回線等）を行う。
- ・予め見込まれる数よりも出席株主が増加することを考慮した上で、通信環境を整備する。

### <通信障害が発生した場合における代替手段の用意>

- ・通信障害が発生した場合における対応状況等を周知するとともに、当該周知の方法を事前に告知する。
- ・開催が困難な場合に備え、予め予備日を設け、招集通知等に記載することで事前に株主へ周知する。
- ・システムが使用できなくなった場合に備え、問合せ窓口を用意し、招集通知等で通知する。

### <対処マニュアルの作成・周知>

- ・通信障害が発生した場合において株主の混乱を最小限に抑える観点から、通信障害への対処方法、意思決定方法、株主への周知方法等を定めたマニュアルを作成する。

### <延期・続行の議長一任決議>

- ・延期・続行に関する議長一任決議（産業競争力強化法第66条第2項の規定により読み替えて適用する会社法第317条括弧書）を総会冒頭で語る。

## (iii) インターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針

### <書面による事前の議決権行使の推奨>

- ・事前の議決権行使を認めた上で、インターネットの使用に支障のある株主について書面による事前の議決権行使を推奨する旨を招集通知で通知する。

### <必要となる機器の貸し出し>

- ・本社会議室に「視聴室」を設け、事前申し込みした株主は同社のパソコンから視聴することを可能とする。
- ・アクセスに必要な機器の貸し出しを希望する株主に対し、可能な範囲で貸し出しを行う。

### <電話回線の利用>

- ・電話会議システムによる音声配信も選択できるようにする。

### <問合せ窓口の設置>

- ・電話相談窓口を設置する。

### <操作解説の充実>

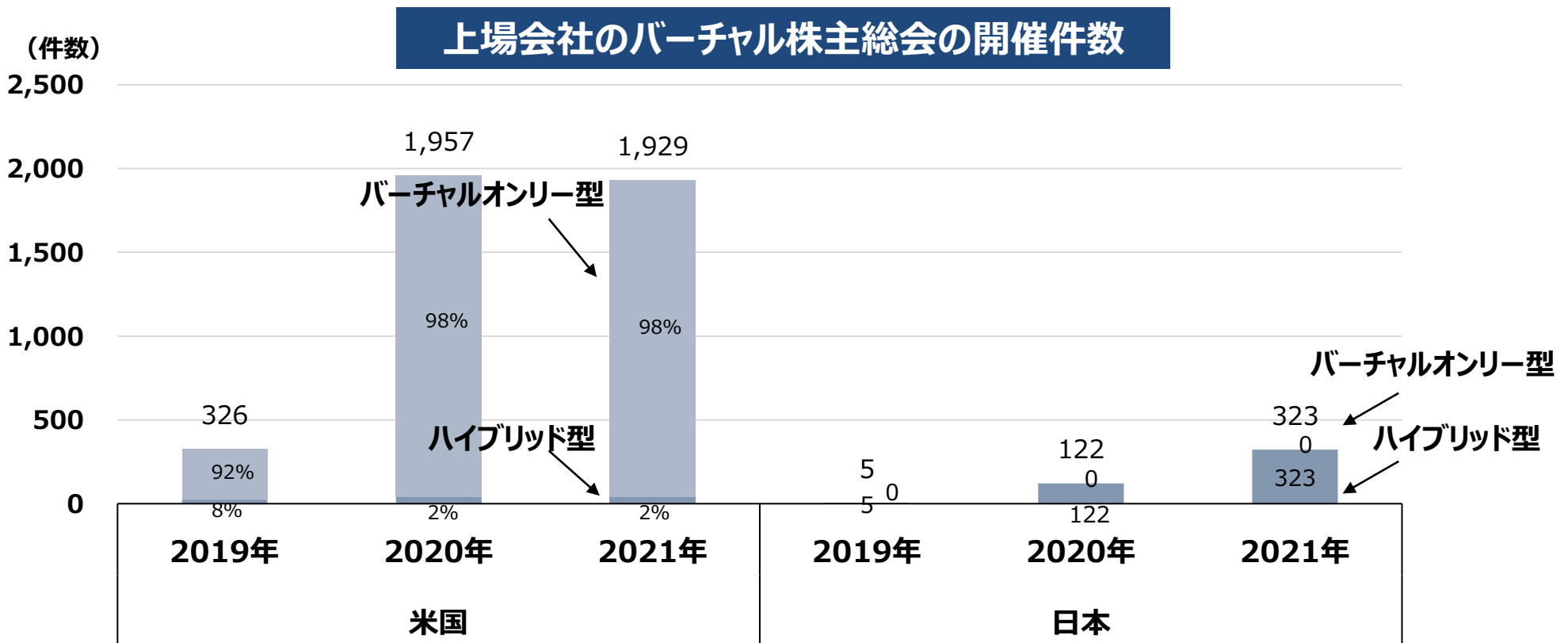
- ・招集通知、ウェブサイト等に、ログイン、質問、議決権行使等の操作に関する分かりやすい説明文や絵を掲載する。

### <質問の公表>

- ・議案に関する事前質問及びその回答を、総会後に全て公表する。

# バーチャルオンリー株主総会の実施状況（日米比較）

- 日本の会社法では、これまで「オンリー型」の開催が認められていなかったため、物理的に会場を設けた上で、インターネット等を通じた参加・出席も認める「ハイブリッド型」が開催されていたが、2021年に制度が整備されて以降、「オンリー型」は3件の開催実績がある。
- 一方、米国は大部分が「オンリー型」で実施されている。



(注) 日本は、2019年、2020年、2021年ともに6月に実施した株主総会に関する件数。なお、2021年においてオンリー型が3件（7月1件、8月2件）実施されている。  
 米国は、米国上場会社に株主総会の運営プラットフォームを提供するBroadridge社のサービスを利用した企業のうち、2019年、2020年は年間の開催件数、2021年は1～6月までの開催件数を元に、それぞれが占める割合を表示。

(出所) 米国：Broadridge社資料、日本：三菱UFJ信託銀行資料を基に作成。

# 欧米のバーチャルオンリー株主総会との違い

- 欧米と日本のバーチャルオンリー株主総会には、配信の方法や質問・動議の取扱いにつき、違いが見られる。

## 配信の方法

- 欧米におけるバーチャルオンリー株主総会は、音声のみのものがほとんど。例えば、2020年にBroadridge社のプラットフォームを利用した会社では、99%が音声のみ。
- 日本のハイブリッド型バーチャル株主総会は、映像配信を行っているものがほとんど。

## 質問・動議の取扱い

- 欧米では、実際に一部の会社でバーチャル株主総会における質問・株主提案を認めなかった事例があり、質問のチェリーピッキングが生じているのではないかという指摘もある。この背景には、米国デラウェア州などの会社法では、株主からの質問、動議、株主提案について取り上げる法的な義務はないと解されていることがある。
- 日本のバーチャルオンリー株主総会は、会社法の原則通り、株主からの質問、動議、株主提案を受け付ける必要がある。

(備考) ICGN “Shareholder Meetings and Investor Dialogue: The New Normal”、Broadridge “Virtual shareholder meetings 2020 facts and figures”、CII “Virtual and Hybrid Meetings: Concerns from 2020 Proxy Season”、商事法務研究会「令和元年度産業経済研究委託事業 成果報告書」などを元に作成

**(参考) ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド  
(別冊) 実施事例集における主な記載内容**

# 1. バーチャル株主総会の配信方法 【参加型・出席型共通】

- 実施ガイドでは、**インターネット等の手段とは、「物理的に株主総会の開催場所に臨席した者以外の者に当該株主総会の状況を伝えるために用いられる、電話や、e-mail・チャット・動画配信等のIT等を活用した情報伝達手段」としている。**
- 具体的な手段の選択に当たっては、動画配信システムに限らず、電話会議やインターネットを通じた音声の配信の活用も可能と考えられる。
- また、例えば、審議等の状況を動画配信しつつ、質問の受付は電話を利用する等、**いくつかの手段を組み合わせることも考えられる。**

## 【column】米国におけるバーチャル株主総会

米国では、デラウェア州をはじめ30州において「バーチャルオンリー型」の株主総会の実施が認められている。2019年に「バーチャルオンリー型」の株主総会を実施した企業のうち、音声のみのウェブキャスト方式を採用した企業も多く見られたとの調査結果<sup>(※)</sup>がある。音声のみによる場合には、プレゼン資料等はインターネット上で表示されるものの、議長をはじめ役員の姿を見ることはできない。

(※) Broadridge Financial Solutions, Virtual shareholder meetings 2019 facts and figures

## 2. 取締役等のバーチャル出席 【参加型・出席型共通】

- 議長を含む、取締役や監査役等についても、株主に対する説明義務を果たすための環境を確保しながら、インターネット等の手段により出席する事例もみられた。

【参考】

● 会社法施行規則

第72条 法第318条第1項の規定による株主総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 株主総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 株主総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において 同じ。）、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～六 （略）

4 （略）

### 【実施事例】

- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、議長を含めたすべての役員は、ウェブ会議システムを通じて遠隔から出席し、リアル会場には来場しなかった。

(ソフトバンクグループ)

#### [ソフトバンクグループの招集通知における記載]

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

・議長を含めすべての出席役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

・議決権行使・ご質問等は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けておりますので、ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

### 3. インターネット等で出席する取締役等の議決権の行使 【参加型・出席型共通】

- 株主である取締役等の議決権の行使は、事前に議決権行使書を提出したり包括委任状を用いることがあるが、株主総会に取締役として出席するだけでなく、株主としても出席し、その場で議決権行使をする場合もある。
- **ハイブリッド出席型バーチャル株主総会**においても、インターネット等で出席する取締役等が、株主としても出席して議決権を行使することができると思われる。
- しかし、取締役等が株主総会に出席している間に、別途、バーチャル出席のためのシステムにアクセスするのは簡単ではない。**義務として株主総会に出席している取締役等**については、その議決権行使は、**他の株主とは異なる合理的な方法**（例えば、インターネット等を通じたの音声や行動、書面・メール等での確認）によったとしても、株主平等原則に反するとまではいえないと考えられる。
- **ハイブリッド参加型バーチャル株主総会**においても、上記と同様に、義務として株主総会にインターネット等で出席する取締役等について、他の株主とは異なる方法（例えば、インターネット等を通じたの音声や行動、書面・メール等での確認）によって議決権行使を認めたとしても、株主平等原則に反するとまではいえないと考えられる。



## 4. 株主のバーチャル参加・出席の事前登録 【参加型・出席型共通】

- 動画配信システム等にアクセスが集中した場合における通信回線の安定性への懸念の声がある。
- 通信の安定性等を確保するためにも、バーチャル参加・出席を希望する株主に対し、事前登録を促すことも考えられる。
- この場合には、全ての株主に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会に対する配慮を行うことが重要である。

### 【実施事例】

- 事前登録用の電話回線を用意し、バーチャル出席を希望する株主からの問合せに対して、本人確認を実施した上で、当該株主に対して、バーチャル出席専用のURL等をメールで送付した。  
（ガイアックス）
- 自社の株主専用サイトURLを招集通知に記載し、バーチャル出席を希望する株主からは当該サイトにおいて事前申込を受け付けた。株主総会当日、事前申込済の株主のみが、当該サイトからバーチャル出席用サイトへ遷移できる仕様とした。なお、全ての株主に平等に登録の機会を提供するため、事前の出席申込は、招集通知の発送日ではなく、発送日から2日後に受付開始した。  
（グリー）



## 5. インターネット等の手段による株主への周知等 【参加型・出席型共通】

- 招集通知に記載すべき法定事項以外の株主への周知や申込受付等に当たっては、自社のウェブサイト上での掲載等の様々な方法が可能である。

【参考】新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応については、「株主総会運営に係るQ&A」を参照。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

### 【実施事例】

- 「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、自社のウェブサイトに掲載する」旨を、また、「バーチャル出席に関して、今後詳細が決定したものや、変更内容その他のお知らせは随時、自社のウェブサイトに掲載する」旨を招集通知等に記載した。  
（ラクーンホールディングス）
- リアル出席を希望する株主及びバーチャル出席を希望する株主のいずれに対しても、自社ポータルサイトから事前申込みを求める方式（事前登録制）を採用した。  
（グリーン）

## 6. 肖像権等への配慮 【参加型・出席型共通】

- 審議等の状況が外部に向けて配信された場合、映像等で配信される株主の肖像権等に関して留意事項が存在。
- 実施ガイドでは、株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくいとしている。
- そのほか、例えば、①撮影・録音・転載等を禁止することや、②配信により株主の氏名が公開される場合には事前に通知をする等の対応をとることが考えられる。通知の方法としては招集通知によることも考えられる。

### 【実施事例】

- 「バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただく」旨を招集通知に記載した。

(アドウェイズ)

#### [アドウェイズの招集通知における記載]

- ⑦バーチャル出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。
- ⑧当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- ⑨バーチャル株主総会参加用URLを第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

## 6. 肖像権等への配慮 【参加型・出席型共通】

### 【実施事例】

- 質疑応答に先だって、議長から「発言する際には株主番号と氏名を名乗るとともに、リアルタイムで配信される旨を了承いただきたい」旨を告知した。  
(GMOインターネット)
- リアル出席株主の姿が映り込まないように、議長及び進行スライドの映像のみ配信した。  
(ソフトバンクグループ)
- ウェビナーツールを利用し、株主総会の会場の様子を映像で見られるようにしていたが、リアル出席株主もバーチャル出席株主も互いの姿は映らないよう配慮した。  
(フューチャー)
- 「会場後方からの撮影とし、可能な範囲において、リアル出席株主の容姿が撮影されないよう配慮するが、会場都合等により撮影されてしまう場合がある」旨を招集通知に記載するとともに、株主総会の冒頭で告知した。また、オンデマンド配信（事後配信）では、質疑応答部分は編集でカットした。  
(ブイキューブ)

## 7. リアル株主総会の会場 【参加型・出席型共通】

- ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催に伴い、一定数の株主はバーチャル参加・出席を選択することが見込まれる。
- 実務的には、物理的な会場の規模は例年の出席株主数等を基に設定されることが多い。ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施に当たっても、**例年のリアル出席株主数等に加え、バーチャル参加・出席が想定される株主数を合理的に予測した上で、リアル株主総会の会場を設定することを考える余地がある。**また、会場の設定に当たっては、**円滑なバーチャル株主総会の実施に向けたシステム活用等の環境の観点も重要**である。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ハイブリッド型バーチャル株主総会が活用されてきた。**新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるため**、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えられる。

【参考】新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する対応については、「株主総会運営に係るQ&A」を参照。  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

## 7. リアル株主総会の会場 【参加型・出席型共通】

### 【実施事例】

- 従来の株主総会では外部のイベントホールを会場としていたが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施するに当たって、安定的な通信環境や、総会運営全体に係る設計自由度の確保の観点等から、自社内のイベントスペースに会場を変更した。

(グリーン)
- 例年は5,000人収容できる会場を用意し、出席者数は例年1,500人前後であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を鑑み、その社会状況を踏まえた判断として、感染拡大防止のため自社内のセミナールームに会場を変更した。また、「リアル会場へのご来場はご遠慮いただきたい」旨を招集通知等に記載するとともに、リアル出席株主は事前登録制により20人に限定して開催した。

(Zホールディングス)

## 8. 配信遅延への対応【出席型】

- 動画配信システム等を用いた配信では、数秒から十数秒程度の軽微な配信遅延（タイムラグ）が生じることが想定される。
- 軽微な配信遅延によって、直ちに議事進行に支障が生じるものではないが、議事進行を円滑に行うためも、例えば、①議決権行使の締切り時間をあらかじめ告知すること、②議決権行使から賛否結果表明までの間に一定の時間的余裕を持たせることといった運用方法等が考えられる。

### 【実施事例】

- 株主総会の冒頭から議決権行使やテキストによる質問を可能とするとともに、あらかじめ議決権行使や質問の締切り時間を告知した。  
(グリーン)
- 議決権行使の締切時間を設定した。時差を考慮すると、余裕を持った締切時間の設定が必要であり、5分間の締切時間を設定し、その間、ムービーを流すことで対応した。

(パイプドHD)

## 9. 通信障害対策【出席型】

### 【しばしばお聞きした懸念】

- 通信障害が発生した場合、決議取消訴訟のリスクはないか。

### 【具体的な取扱い】

- ◆ 会社が経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策。
- ◆ 招集通知やログイン画面における、バーチャル出席を選択した場合に通信障害が起こりうることの告知。
- ◆ 株主が株主総会にアクセスするために必要となる環境（通信速度、OSやアプリケーション等）や、アクセスするための手順についての通知。

また、実施ガイドでは、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知し、かつ通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、決議取消事由には当たらないと解することも可能であるとの考え方も示している。

例えば…

- 通信障害が発生した場合でも審議又は決議の継続ができるようにバックアップ手段を確保した事例、
- 通信障害発生時の対処シナリオを準備した事例などが見られた。



## 9. 通信障害対策【出席型】

- 実施ガイドでは、会社が通信障害のリスクを事前に株主に告知し、かつ通信障害の防止のために合理的な対策をとっていた場合には、決議取消事由には当たらないと解することも可能であると示している。
- 事前の議決権行使により株主の意思が事前に表明されることから、事前の議決権行使を促すことが重要であるが、具体的な対策については個別の事情等に応じて検討する必要がある。例えば、以下のような対策が考えられる。

### <システムやバックアップ>

- ① システムに関する自社の理解度等を考慮しつつ、一般に利用可能なライブ配信サービスやウェブ会議ツールを利用することや、第三者が提供する株主総会専門システムのサービスを利用すること
- ② 通信障害が発生した場合でも代替手段によって、審議又は決議の継続ができるように、インターネットの代替手段や電話会議等のバックアップ手段を確保しておくこと

### <株主総会当日に向けた備え>

- ① 事前に通信テスト等しておくこと
- ② 実際に通信障害が発生した場合を想定し、考えられる想定パターンの対処シナリオを準備しておくこと



## 9. 通信障害対策【出席型】

### 【実施事例】

#### ● 株主への事前の告知

- 「通信環境の影響や大量アクセスにより、議決権行使サイトがつながりにくくなったり、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性がある」旨を招集通知等に記載した。また、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で出席するように推奨した。

(パイプドHD)

- 「ウェブ会議ツールのアカウントの取得方法、アプリのインストール方法、接続方法、機能等に関する問い合わせについては、一切サポートできない」旨、また、「株主総会の当日において株主側の環境等の問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声が届かない、発言ができない、議決権行使ができない等のトラブルについてもサポートできない」旨を招集通知等に記載した。

(ガーラ)

#### [パイプドHDの招集通知における記載]

##### <インターネット出席に関する注意事項>

- ・インターネット出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。
- ・通信環境等の影響により、株主総会ライブ中継の映像や音声の乱れ、中断又は停止などの障害が発生する可能性があります。当社としては、これらの障害によってインターネット出席株主様が被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。なお、株主総会前においても事前質問及び議決権行使を受け付けております（詳細は3頁～5頁ご参照）。万一の場合に備えたご活用もご検討のほどお願いいたします。

## 9. 通信障害対策【出席型】

### 【実施事例】

#### ● システム等の環境整備

- 株主と会場間は一般に利用可能なライブ配信サービスを利用しつつ、役員と会場間はウェブ会議ツールを利用した。

(アステリア)

- 一般に利用可能なウェブ会議ツールを利用し、ウェブ会議形式で実施した。

(ガイアックス)

- 第三者が提供する株主総会専門システムのサービスを利用し、質問・動議の取扱い等について、自社のニーズに併せてカスタマイズして実施した。

(グリー)

- 事前登録制を採用し、当該登録者数をもとに必要なサーバーを構築した。

(ソフトバンクグループ)



## 9. 通信障害対策【出席型】

### 【実施事例】

#### ●バックアップ手段の確保

- 配信に使用するモバイルWi-Fiを複数台用意し、通信接続ができなくなった場合に備え、代替で用意したモバイルWi-Fiを利用できる体制を整えた。また、ネットワークだけではないが、バックアップとしてウェビナーツールのホストを共同ホストで二重化し、不測の事態に備えた。

(フューチャー)

- すべての役員がオンラインで出席したが、議長には、通信障害に備えたバックアップとして、インターネット回線を複数用意（Wi-Fi、有線、4G）した。

(アステリア)

#### ●事前の通信テスト等

- ウェブ会議ツール、会場の機器の接続及びネットワーク等に問題がないように複数回にわたってリハーサルを実施した。

(フューチャー)

- 株主側の通信環境等によって接続ができない可能性も考え、事前にテスト用URLを発行し、ウェブ会議ツールの接続テストの機会を2回設けた。

(アドウェイズ)

## 9. 通信障害対策【出席型】

### 【実施事例】

#### ● 通信障害発生時の対処シナリオの準備等

- 事前に登録された出席者数を基にサーバーを構築し、通信障害が発生しないように万全を期した。その上で、あらかじめ招集通知で通信障害の可能性について記載した。さらに、通信障害が発生した場合のシナリオを用意した上で、短時間で復旧可能であれば休憩後に再開とし、また復旧が困難と判断した際には、リアル出席株主のみで議事進行する旨を議場に諮った上で、リアル会場のみで株主総会が成立するように準備していた。

(ソフトバンクグループ)

- サーバ及びネットワークを常時監視し、万が一、株主総会の当日に障害が発生した場合には、議決権行使システムの技術担当者が当日スタッフ席に待機し、ただちに対応できるようにした。

(パイプドHD)

## 10. 本人確認（なりすまし対策を含む） 【出席型】

### 【しばしばお聞きした懸念】

- インターネット等の手段を用いた場合、なりすましの危険が高くないか。

リアル株主総会では…

本人確認書類の提示を求めることはせず、議決権行使書面を所持している者を本人とみなしている。

### 【具体的な取扱い】

- ◆ **バーチャル出席株主の本人確認にあたっては、事前に株主に送付する議決権行使書面等に、株主毎に固有のIDとパスワード等を記載して送付し、株主がインターネット等の手段でログインする際に、当該IDとパスワード等を用いたログインを求める方法を採用するのが妥当。**



他にも

- 株主に固有の情報（株主番号、郵便番号、株式数等）を複数用いた事例、
  - 画面上に本人の顔と整理番号を映し出すことにより本人確認をした事例、
- など、実施ガイドとは異なる取扱いも見られた。

## 10. 本人確認（なりすまし対策を含む） 【出席型】

- 実務ガイドにおいて示したとおり、事前の電磁的方法による議決権行使において、ID・パスワード（又は固有のQRコード）を用いたログイン方法が採用されていることと同様に、バーチャル出席時の本人確認についても、基本的にはID・パスワード等を用いたログイン方法が相当である。
- そのほか、個別の事情等に応じて、例えば、①株主に固有の情報（株主番号、郵便番号等）を複数用いること、②画面上に本人の顔と整理番号を映し出すこと等によって本人確認を行うといった運用方法も考えられる。
- 一定数以上の議決権を有する株主については、より慎重な本人確認を実施することも可能と考えられる。また、法人株主のID・パスワードの管理を容易にするための工夫として、議決権行使書面等でID・パスワードの記載面を再貼付が不可能なシールで覆うといった工夫も考えられる。
- これらの場合であっても、なりすまし対策等に慎重を期すべきと考える場合には二段階認証やブロックチェーンの活用といった方法を採用することも可能。

# 10. 本人確認（なりすまし対策を含む） 【出席型】

## 【実施事例】

### ● ID・パスワードを用いる方法

- リアル会場においても本人確認書類の提示を求めることはなかったため、議決権行使書に記載したID及びパスワードを入力することにより、ログインできるようにした。

(パイプHD)

### ● 株主固有の情報を用いる方法

- 「株主番号（4桁+4桁）」、「郵便番号」、「株式数」にて認証を行う仕様とした。

(Zホールディングス)



### ● その他の方法

- バーチャル出席の事前申込みの際に、株主番号、氏名住所のほか、本人確認を兼ねて、議決権行使書の画面キャプチャの提出をさせた。
- (ガーラ)
- バーチャル出席の受付時に画面上に顔と整理番号を画面に映し出すことにより本人確認を行った。
- (グローバルウェイ)

### ● ブロックチェーン技術の活用

- 議決権行使データの改ざん防止を図り、より透明性の高い議決権行使を実現するため、ブロックチェーン技術を利用した議決権行使システムを活用した。

(アステリア)

# 1 1. 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係【出席型】

## 【しばしばお聞きした懸念】

- 出席株主が書面や電磁的方法による事前の議決権行使をしていた場合、バーチャル出席の場合には、リアル出席株主に比べて途中参加や途中退席の可能性が相対的に高いと考えられることから、ログイン時点で出席扱いとすると、無効票を増やす懸念。

リアル株主総会では…

受付を通過する際に出席のカウントを行い、その時点で事前の議決権行使の効力を破棄している。

## 【具体的な取扱い】

- ◆ 審議に参加するための本人確認としてのログインを行うが、その時点では事前の議決権行使の効力を取り消さずに維持。
- ◆ 当日の採決のタイミングで新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄する。
- ◆ その場合、ログインしたものの、採決に参加しなかった場合には、当然事前の議決権行使の効力が維持される。

なお、実施ガイドでは、「他の取り扱いが望ましい場合もあり得る」とも示している。

いずれにせよ、議決権行使の効力の関係について予め招集通知等で株主に通知しておくことが重要。



# 1 1. 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係 【出席型】

## 【実施事例】

### ● 当日に議決権行使があった場合に事前の議決権行使の効力を破棄

- 事前の議決権行使をしている場合の優先順位は、①バーチャル出席中の議決権行使、②事前のインターネットによる議決権行使、③議決権行使書用紙の郵送による行使の順序とした。バーチャル出席中に議決権行使をしなかった場合には、事前の議決権行使の効力は取り消さず維持する取扱いとした。

(パイプドHD)

- バーチャル出席株主について、質疑応答の手段として電話受付とただけではなく、不測の事態における連絡先として事前に電話番号を伺い、何らかの不具合で議決権行使ができないことがないように、コールセンターを設置して備えた。実際に議決権行使が確認できなかった株主には、コールセンターから確認を実施した。

(富士ソフト)

# 1 1. 株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係 【出席型】

## 【実施事例】

### ●ログイン時点で事前の議決権行使の効力を破棄

- 事前に議決権行使した株主が、株主総会当日の朝9時以降、一般のライブ中継配信ページとは別の出席専用サイトにアクセスした時点で事前の議決権行使の効力を破棄した。その後、出席専用サイトから議決権行使がされた場合は賛否内容を算入、議決権行使がされなかった場合は棄権として算入した。

なお、出席専用サイトからの議決権行使に当たって、株主が個別議案ごとに賛否を選択し送信をクリックすることで議決権を行使する仕様とした。また、混乱を避けるため議決権行使の送信は一度までとし、株主が送信されたことを視認できるよう、送信と同時に送信された旨が表示される仕様とした。

(Zホールディングス)

## 1 2. 質問の受付・回答方法【出席型】

### 【しばしばお聞きした懸念】

- 処理できないほどの質問が出されるのではないか。
- より多くの株主にとって有意義な質問を取り上げることは建設的な対話に資する一方で、恣意的な議事運営になる（という批判も含む）ことはないか。

リアル株主総会では…

質問や動議については挙手した株主を議長が指名するスタイルが一般的であり、挙手した株主が必ずしも発言できるわけではない。また、議長は株主が発言するまで質問等の内容を把握することができず、議案に関係の無い質問も。

### 【具体的な取扱い】

- ◆ **1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限（リアル株主総会の会場の質疑終了予定の時刻より一定程度早く設定）などの事務処理上の制約や、質問を取り上げる際の考え方、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる不適切な内容は取り上げないといった考え方について、あらかじめ運営ルールとして定め、招集通知やweb上で通知する。**
- ◆ **バーチャル出席株主は、あらかじめ用意されたフォームに質問内容を書き込んだ上で会社へ送信する。受け取った会社側は運営ルールに従い確認し、議長の議事運営においてそれを取り上げる。**

## 1 2. 質問の受付・回答方法【出席型】

- 実施ガイドでは、質問を取り上げるための準備に必要な体制や時間を考慮し、リアル出席株主とバーチャル出席株主の出席する株主総会を一つの会議体として運営するための合理的な取扱いを示している。もちろん恣意的な運営は許容されない。
- 例えば、1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限などの事務処理上の制約や、質問を取り上げる際の考え方、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる不適切な内容は取り上げないといった運営ルール等を示している。
- また、事前の質問受付を実施したり、会社のおかれている状況によっては、適正性・透明性を確保するための措置として、後日、株主の関心の高かった質問で、受け取ったものの回答できなかった質問の概要を公開するなどの工夫を行うことが考えられる。

### 【実施事例】

#### ● 質問の回答方針についての株主への通知

- 「バーチャル出席株主からの質問が株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがある」旨を招集通知等に記載した。

(ガーラ)

## 1 2. 質問の受付・回答方法【出席型】

### 【実施事例】

- 「株主総会の運営を妨げる発言や不適切な質問や不規則発言が繰り返されるなど、バーチャル出席株主の発言により議事の運営に支障をきたすと議長が判断した場合には、会社からバーチャル出席株主との通信を強制的に遮断する可能性がある」旨を招集通知等に記載した。

(富士ソフト)

### ● 質問の回数制限、文字数制限等

- プルダウンで報告事項、第1号議案などを選択し、テキストボックスに質問を入力後、送信をクリックすることで質問ができる仕様とした。質問は1人1問までとし（従来の議事采配との平仄）、文字数を200文字までとした。また、社長プレゼンテーションへの質問検討時間の確保のため、質問の受付時間を株主総会開始の1時間前から質疑応答開始の5分後までとした。

(Zホールディングス)

#### 【質問の操作ボタンのイメージ】

The image shows a web-based form for submitting questions. At the top, it says 'ご質問' (Your Question). Below that is a dropdown menu with the selected option '報告事項に関する質問' (Question related to the report item). A text input field follows, with a character count '200文字以内' (Within 200 characters). A tooltip or callout box next to the input field contains the text: '目的事項の質問受付 → 事務局にて整理し議長に連携' (Question submission for the purpose item → Organized by the secretariat and coordinated with the chairman). At the bottom of the form is a black button with the text '送信→' (Send).

(画像提供：Zホールディングス)

## 1 2. 質問の受付・回答方法【出席型】

### 【実施事例】

#### ● 事前の質問受付の実施、事後に質問等を公表

- 事前の質問受付を実施し、株主の関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答した。なお、個別の回答はしかねる旨を事前に招集通知等に記載した。また、総会後に自社サイトで質問と回答をセットで公表した。

(グリーン)
- 株主から株主総会の質問締め切りまでに寄せられた質問等について、総会中に取り上げた質問が恣意的な選択ではないこと示すため、後日、自社サイトにおいて投稿内容をそのまま掲載した。

(ソフトバンクグループ)

## 1 2. 質問の受付・回答方法【出席型】

- また、投稿フォームではなくリアル出席における質問の取扱いと同様に、①ウェブ会議システムの挙手機能を利用すること、②電話を利用すること等によって、リアル出席の場合の取扱いと同様に、議長の指名があった場合にはじめて質問・発言ができるようにすることといった運営方法も考えられる。

### 【実施事例】

- バーチャル出席株主は、マイク機能がミュートに設定されており、原則として発言はできない。しかし、質問受付のタイミングで、ウェビナーツールの挙手機能により挙手し、議長が指名した株主に限りミュートを解除し、質問を受け付けるよう準備していた。  
(フューチャー)
- 固定電話、携帯電話から会場のオペレーターに電話し、議長の許可を得て、質問を受け付けた。  
(富士ソフト)

## 1 3. 動議の取扱い 【出席型】

### 【しばしばお聞きした懸念】

- 動議は、提案内容についての趣旨確認や理由説明を求めることが必要になる場合がある。また、動議対応のためのシステムや対応人員などの体制整備にあたり、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることも想定されるのではないか。

### 【具体的な取扱い】

#### <動議の提出>

- ◆ 「バーチャル出席者の動議については、取り上げることが困難な場合があるため、動議を提出する可能性がある方は、リアル株主総会へご出席ください。」といった案内。
- ◆ 原則として、動議についてはリアル出席株主からのものを受付。

実施ガイドの脚注では、「将来的なシステムインフラの整備状況等によっては、バーチャル株主総会の動議の取扱いについても、リアル出席株主と同様に取扱うことができることも考えられる」とも示している。



## 13. 動議の取扱い 【出席型】

- バーチャル出席株主による動議については、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることが想定される。
- このため、実施ガイドでは、原則として動議の提出については、リアル出席株主からのものを受け付けることで足りると示している。

### 【実施事例】

#### ● 動議の提出はリアル出席株主に限定

- 「バーチャル出席株主の動議は、取り上げることが困難なため受け付けない」旨、また、「当日、リアル出席株主から動議が提出された場合など、招集通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主は賛否の表明ができず、棄権又は欠席として取り扱う」旨を招集通知等に記載した。

(富士ソフト)

- 「バーチャル出席株主による動議は、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含め、全て提出できず、動議を提出する可能性のある株主はリアル出席の方法で出席いただきたい」旨、また、「動議の採決についてもすべて参加することができないため、動議の採決を希望する株主はリアル出席の方法で出席いただきたい」旨を招集通知等に記載した。

(ラクーンホールディングス)

## 1 3 . 動議の取扱い 【出席型】

- ただし、将来的なシステムインフラの整備状況等によってはバーチャル出席株主からの動議の受付も可能とすることも考えられる。
- その際、リアル株主総会と同様に濫用的であると認められる場合には取り上げない等の運用は許容されるほか、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じると判断される場合に、招集通知等による事前の通知を前提として、そのような困難に対処するために必要な限度でバーチャル出席における動議に制限を設けることは許容されると考えられる。

### 【実施事例】

#### ● 動議の提出はバーチャル出席株主も可能

- プルダウンで手続的動議、第1号議案修正動議などを選択し、テキストボックスに動議を入力後、送信をクリックすることで動議を提出できるようにした。同種の動議につき1人1提案までとし、文字数を200文字までとした。手続的動議が提出された場合にはリアル出席株主からの質疑の後に採決をすることとし、そのタイミングで賛否操作ボタンを自動的に表示する仕様とした。そして、株主が賛否を選択し送信をクリックすることで議決権を行使し、動議の採決を行うこととした。なお、修正動議が提出された場合には、原案を先に採決することとした。

(Zホールディングス)

- 動議の受付は、株主総会当日の一定の時間（質疑応答開始後〇分後）までを期限とした。

(ソフトバンクグループ)

## 1 4 . 賛否の確認方法 【出席型】

- 議決権行使データのシステム連携等を図ることによって、バーチャル出席株主による議決権行使分も含め、**リアルタイムで賛否の議決権数を示すことは、バーチャル出席に臨場感を与える効果がある**と考えられる。
- 他方、リアル株主総会と同様に、**事前の議決権行使等の状況を勘案し、簡便な方法を選択し、賛否の結果のみを示すことでも足りる**と考えられる。
- この場合であっても、バーチャル出席に一体感を与えることを重視する場合には、例えば、**議決権行使とは別に拍手ボタンを設置すること**等の運用方法も考えられる。

### 【実施事例】

#### ● 議決権行使結果をリアルタイムで公表

- 自社の議決権行使システム上において、あらかじめインポートした事前の議決権行使分のデータに加え、当日に議決権行使サイトを通じて行使されたデータを集約し、株主総会中にリアルタイムで結果を公表した。

(パイプドHD)



# 1 4 . 賛否の確認方法 【出席型】

## 【実施事例】

### ● 簡便な方法により賛否を確認

- 事前の議決権行使等によって可決の判断は可能であったことに加え、アンケート機能を利用し、結果はデータで残すようにした。通常、リアル出席株主の賛否の確認は拍手・質疑の有無等で判断していることも踏まえ、バーチャル出席株主による議決権行使分についてもウェビナー上で同様の取り扱いとし、可決の判断をした。

(フューチャー)

### ● 一体感を高めるため拍手ボタンを設置

- バーチャル出席株主がリアル出席株主と同じ会議体に参加している一体感を得ることができるよう、議決権行使とは別に、「拍手」ボタンを設置した。

(グリーン)

#### 【拍手ボタンのイメージ】



(画像提供：グリーン)